

060000

麻布MD632

「日本人の海外留学促進事業」契約書

支出負担行為担当官 文部科学省高等教育局長 吉田 大輔（以下「甲」という。）
株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一（以下「乙」という。）は、「日本人
の海外留学促進事業」（以下「委託業務」という。）について次のとおり契約を締結す
るものとする。

（委託業務名等）

第1条 甲は乙に対し、次のとおり業務の実施を委託する。

- (1) 事業名 日本人の海外留学促進事業
- (2) 委託業務の内容及び経費 「事業計画書」のとおり
- (3) 委託契約期間 平成27年6月9日～平成28年3月31日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、「事業計画書」に記載されたところに従って委託業務を行うものとする。
なお、当該計画が変更されたときも同様とする。

2 乙は、委託業務の実施に際しては甲が定めた「日本人の海外留学促進事業」実施要領
を遵守して行うものとする。

（委託費の額）

第3条 甲は、乙に対し、80,044,000円（うち消費税額及び地方消費税額5,
929,185円）の範囲内において委託業務の実施に要する費用（以下「委託費」と
いう。）を負担するものとし、経費の配分は「事業計画書」に沿うものとする。

2 乙は、委託費を「事業計画書」に記載された経費の区分に従って使用するものとし、
当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の
納付は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定
により免除する。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰す
べき事由によらない場合は、この限りではない。

(第三者損害賠償)

第6条 乙は、委託業務の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託契約の全部を再委託してはならない。

- 2 乙は、この委託契約の一部を第三者に再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、「事業計画書」に再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(帳簿記載等)

第8条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにするため、その経理についての帳簿を備え、支出額を費目別に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した日から5年間保管するものとする。

(中間報告)

第9条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(計画の変更等)

第10条 乙は、第33条に規定する場合を除き、「事業計画書」に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとする場合に、次の各号に該当する場合は、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 「事業計画書」の「I 委託業務の内容」に関する変更（ただし、業務の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。）
 - (2) 「事業計画書」の「II 委託業務 経費予定額」に関する変更で、費目と費目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの費目の額が2割を超えて増減する場合。なお、甲は、承認をするときは条件を附することができる。
- 2 「事業計画書」の「II 委託業務 経費予定額」に関する変更で、同じ費目内の種別

と種別の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの種別の額が2割を超えて増減する場合は、事前に甲に連絡し、甲の了承を得るものとする。

(業務の廃止等)

第11条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務廃止報告)

第12条 乙は、前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務廃止報告書を作成し、廃止の承認の日から30日を経過した日又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了届の提出)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届を作成し、完了の日から30日を経過した日又は平成28年3月31日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告)

第14条 乙は、前条に規定する完了届を提出したときは、委託業務完了報告書を作成し、完了の日から30日を経過した日又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(調査)

第15条 第12条又は前条の規定に基づき乙から委託業務廃止報告書又は委託業務完了報告書の提出を受けたときは、甲は、必要に応じ職員を派遣し、委託業務が契約の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ又は甲の職員に当該委託業務に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。

3 乙は、前2項の調査に協力するものとする。

(額の確定)

第16条 甲は、第12条又は第14条に規定する報告書の内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対し通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に対して充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

- 第17条 甲は、前条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
- 2 委託費の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 乙は、委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払を受けようとするときは、支払計画書を甲に提出するものとし、甲は、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する額の全部又は一部を概算払することができる。
- 5 前項による甲が認めた概算払の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

- 第18条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第16条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還するものとする。
- 2 乙は、前項の返還、第22条、第24条第1項第1号の規定により甲に委託費を返還、及び第26条の規定により違約金を納付するに際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

(委託業務成果報告)

- 第19条 乙は、委託業務の完了の日又は廃止の承認の日から60日を経過した日又は平成28年5月30日のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書30部及びその電子データを甲に提出するものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第20条 成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む)及びその他の知的財産権については、甲に帰属する。
- 2 乙は著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(秘密等の保持)

- 第21条 乙は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- 2 乙は、委託業務によって得た個人情報を第三者に提供、漏えいし、又は業務の範囲を超えて使用し、複製し、若しくは改変してはならない。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第22条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第23条 甲は、乙が、本契約の締結に当たり不正の申立てをした場合若しくは委託業務の実施に当たり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うことができるものとする。

(契約の解除等)

第24条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除し又は変更し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 乙が、契約書に記載された条件に違反したとき

(2) 前条に規定する調査の結果、この契約に関する不正等が明らかになったとき

2 甲は、前項第2号に該当したことに伴う返還金に利息を附することができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した額とする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第25条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第26条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律

第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第29条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に

契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第27条、第28条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第33条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文面により甲に遅滞なく通知するものとする。

(情報セキュリティを確保するための体制整備)

第34条 乙は、組織全体のセキュリティを確保するとともに、委託事業の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に係る体制において、経営者を関与させ、経営者の責任の明確化を図ることとする。

3 乙は第1項に係る体制において、委託業務の実務担当者には「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)に基づき行われる情報処理技術者試験のうち、次のいずれかに該当する資格を有する者、又は当該資格において期待する技術水準を満たしていることを他の資格若しくは業務の実績により自ら証明出来る者を含めることと

し、当該者については、新たな知識の補充を行うことに配慮するものとする。

- (1) 情報セキュリティスペシャリスト試験
- (2) ITサービスマネージャー試験
- (3) システム監査技術者試験

(情報の管理方法等)

第35条 乙は、委託業務の実施において知り得た情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、委託業務の目的以外に利用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の実施において知り得た情報については、委託契約期間終了時に削除し、甲に報告しなければならない。

(情報セキュリティ対策の履行状況等の報告)

第36条 乙は、委託業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を甲に報告するとともに、次のいずれかの事象を含め情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

- (1) 乙に提供し、又は乙によるアクセスを認める甲の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- (2) 乙による甲のその他の情報へのアクセス
- 2 乙は、前項に係る必要な記録類を委託業務完了時まで保存し、甲の求めに応じて委託業務完了報告書と共に甲に引き渡すものとする。

(情報セキュリティ監査の実施)

第37条 甲は、委託業務の遂行における乙の情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、その実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて情報セキュリティ監査(甲が選定した事業者による監査を含む。)を実施することができる。

- 2 乙は、前項により甲が情報セキュリティ監査を実施する場合、あらかじめ情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を情報セキュリティ監査対応計画書等により提示しなければならない。
- 3 乙は、自ら情報セキュリティ監査を実施した場合、その結果を甲に報告しなければならない。

(その他の事項)

第38条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続等に従わなければならない。

- 2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。
- 3 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属する。
- 4 委託契約に係る文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づいて処理するものとする。

上記の契約のあかしとして契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年6月9日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省高等教育局長 吉田 大 輔



乙 東京都港区赤坂1番1号赤坂Bizタワー
株式会社
代表取締役 戸田 裕 一



平成27年度
日本人の海外留学促進事業

事業計画書

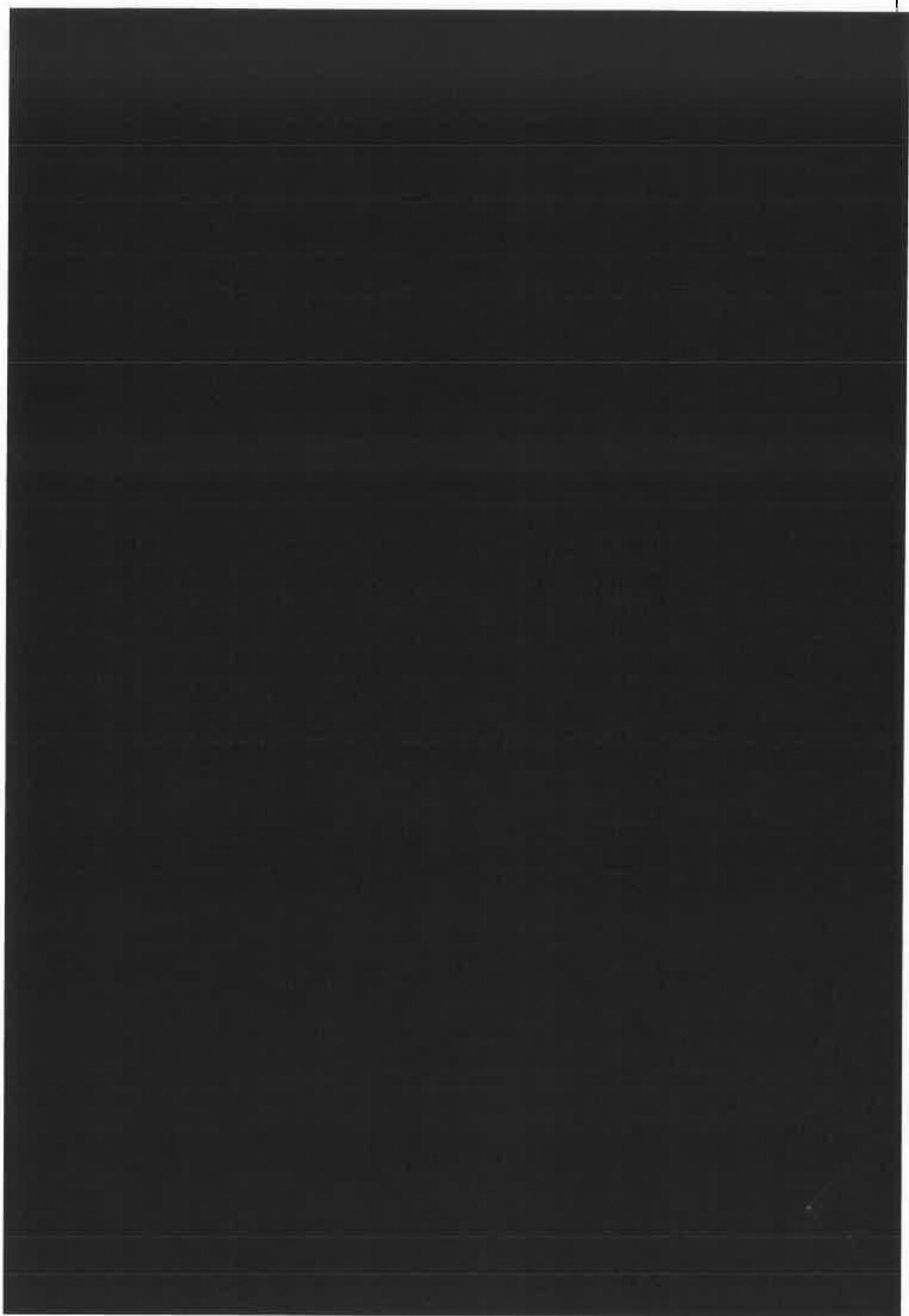
所在地：東京都港区赤坂5-3-1

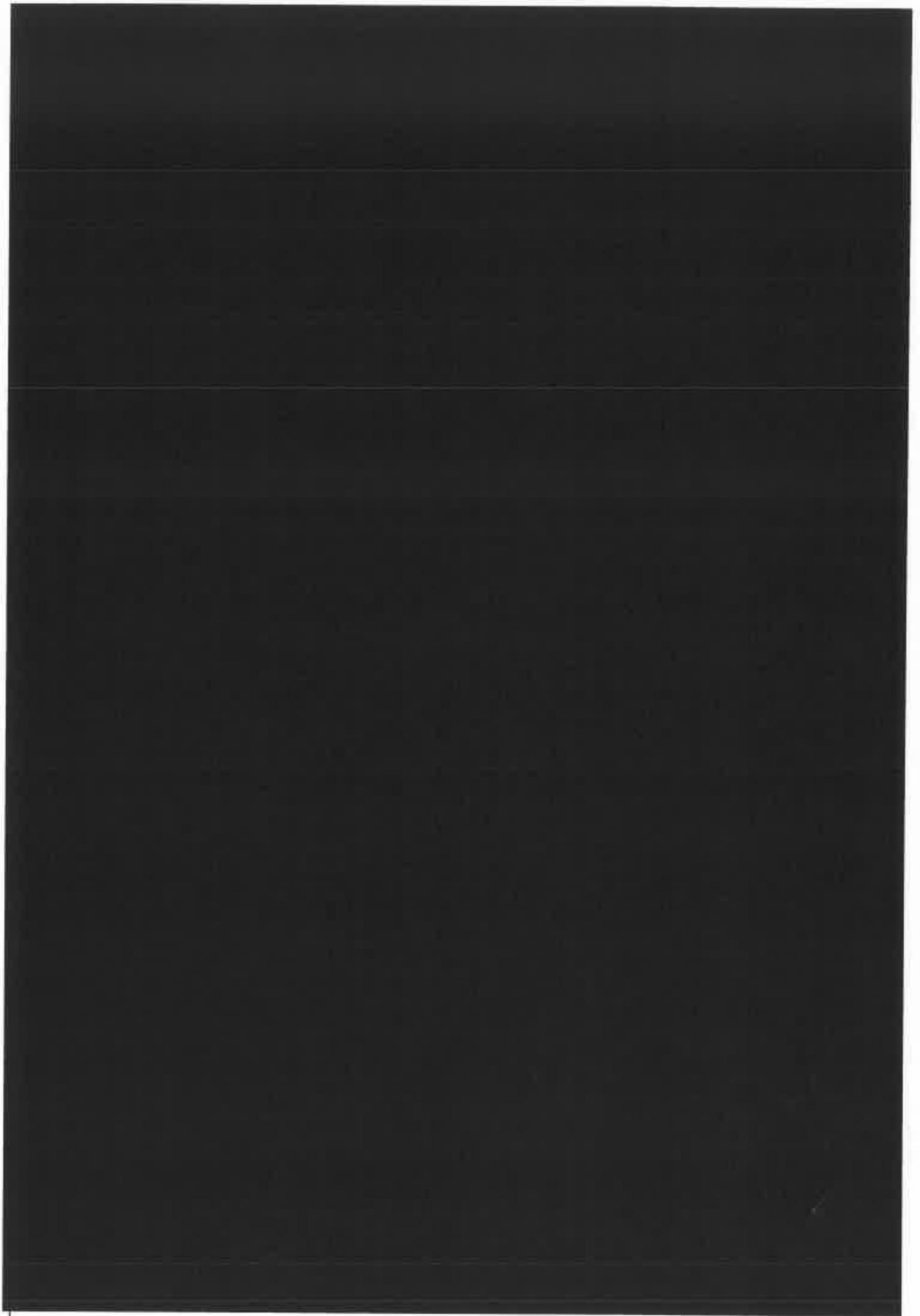
法人名等：株式会社博報堂

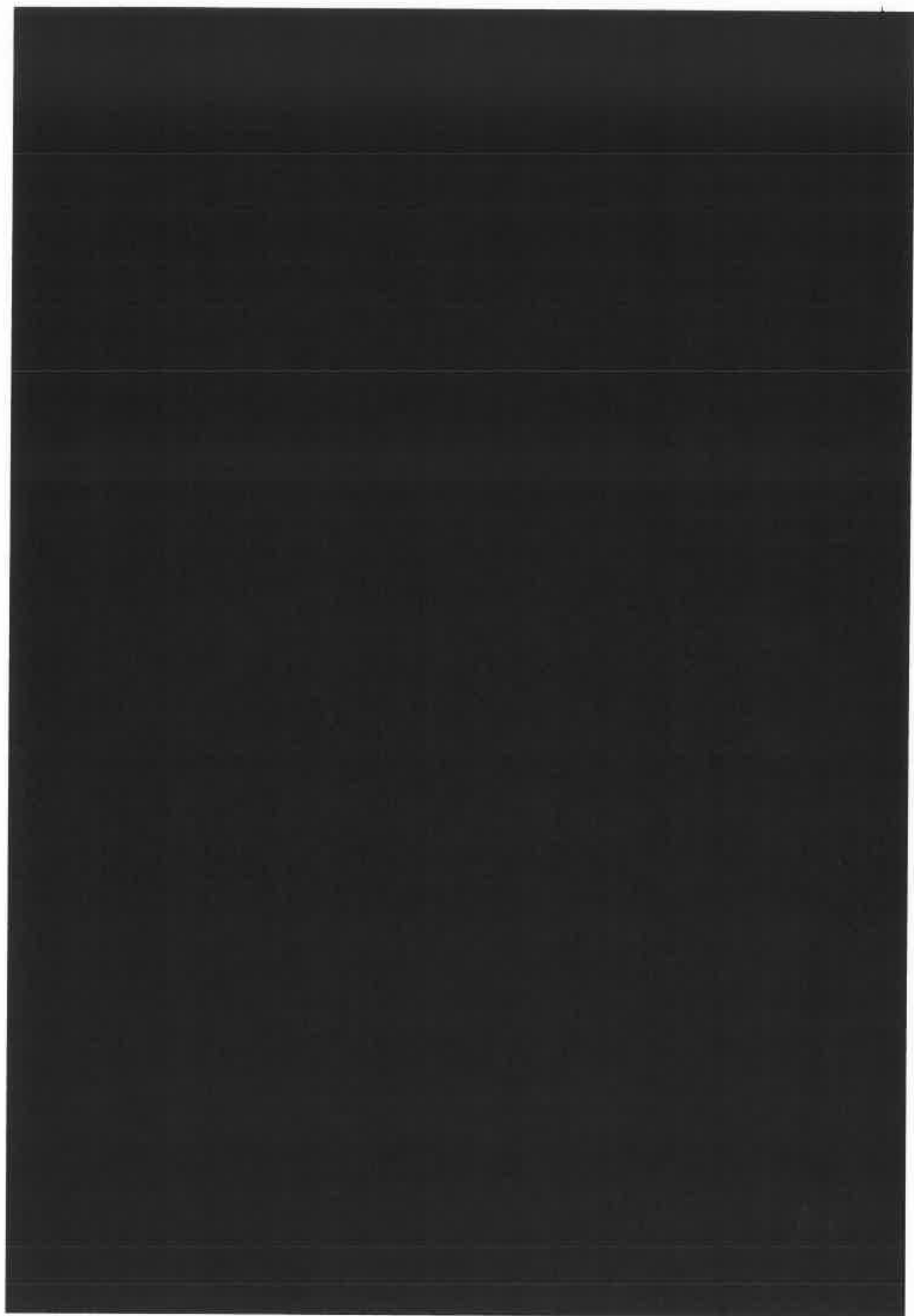
代表者職氏名：代表取締役社長 戸田 裕一

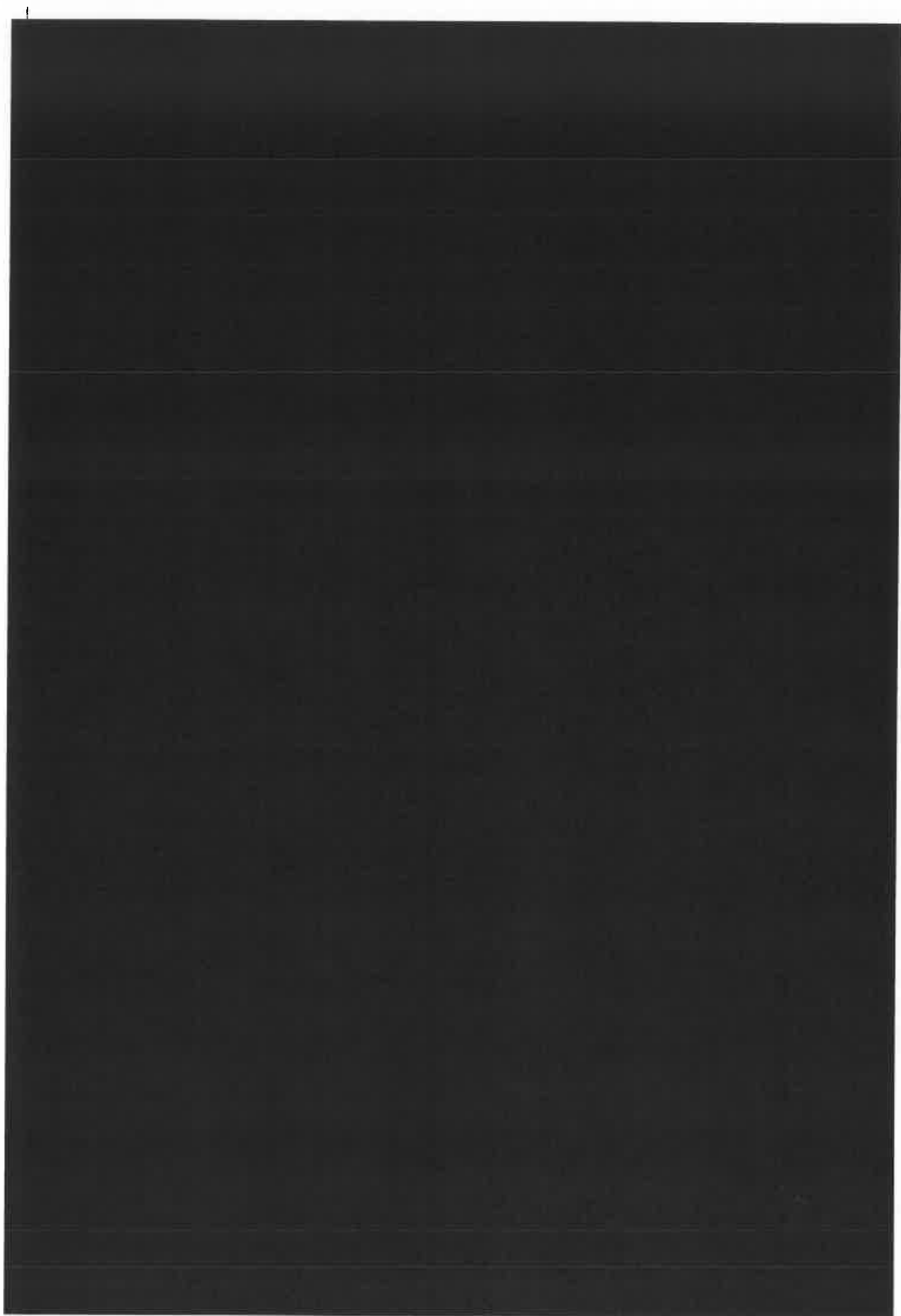
担当部署名：

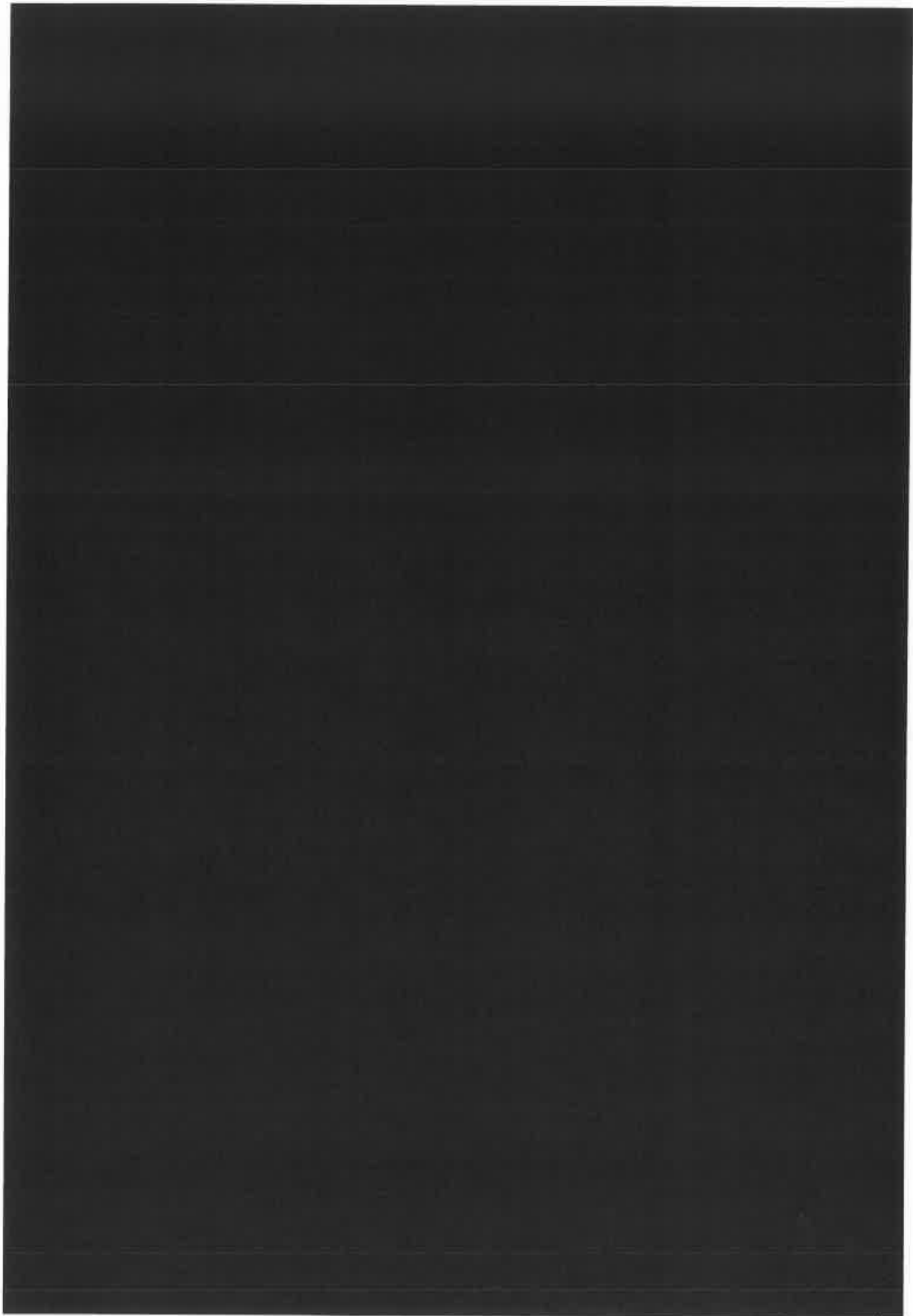
担当者役職氏名：

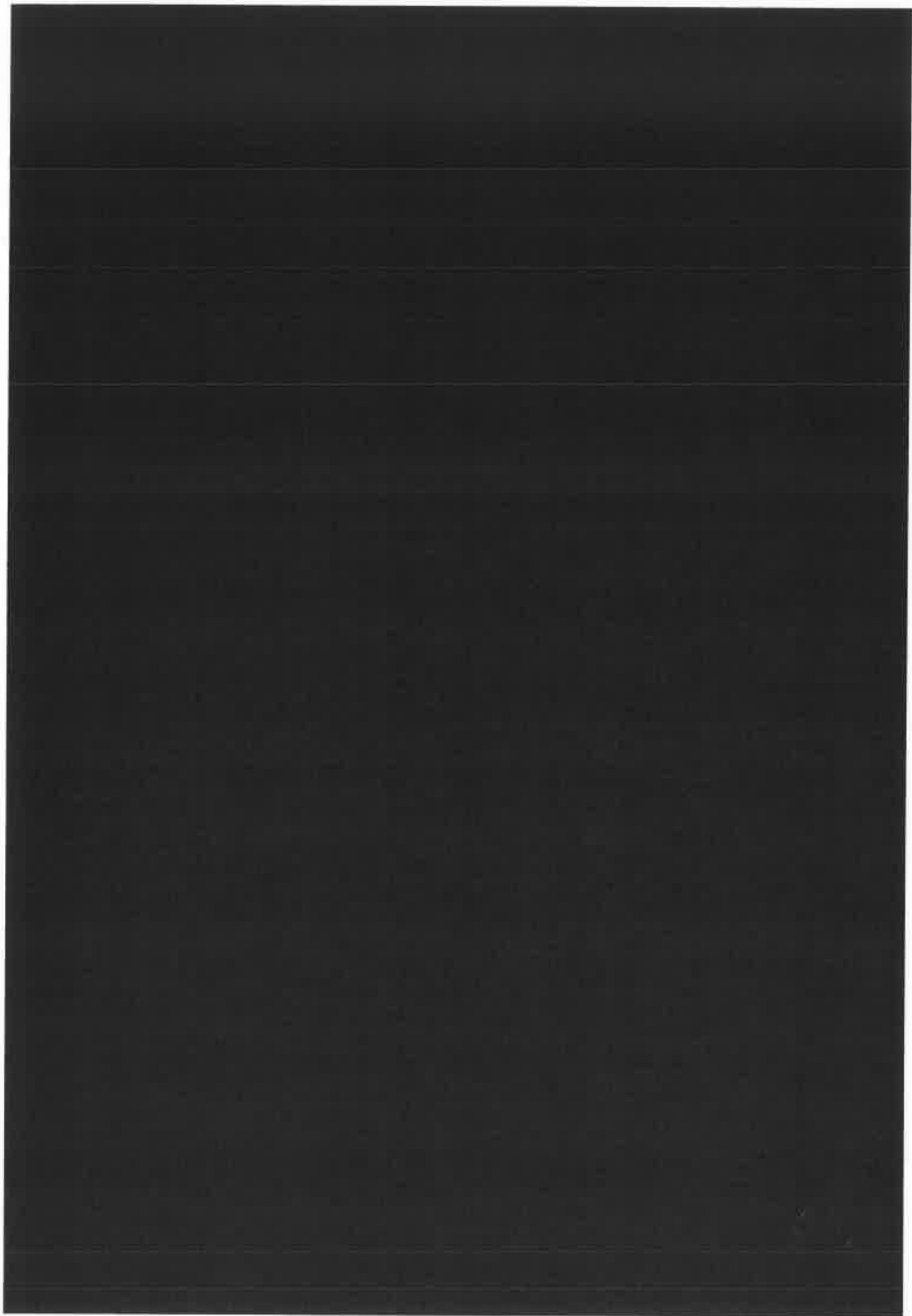


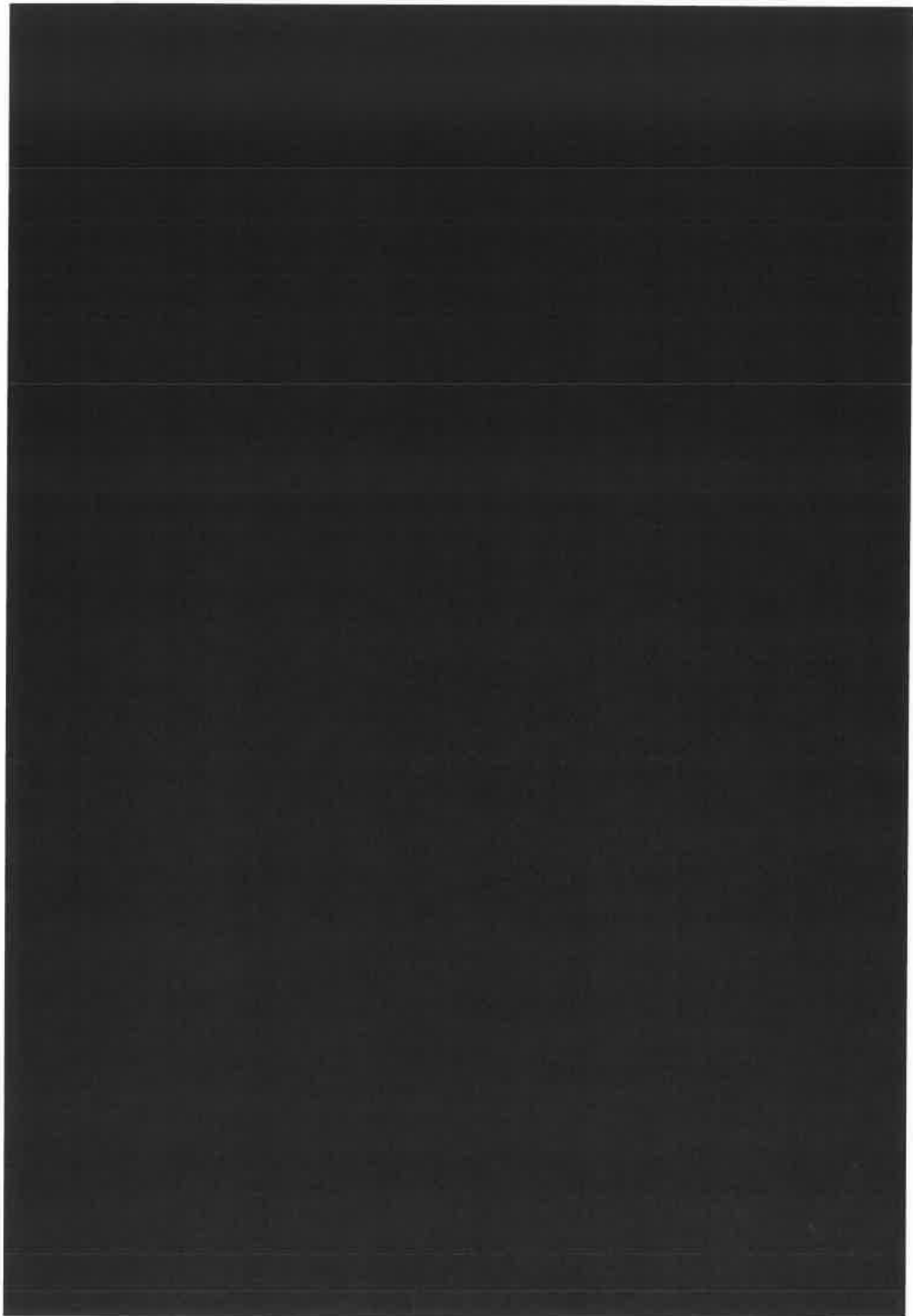


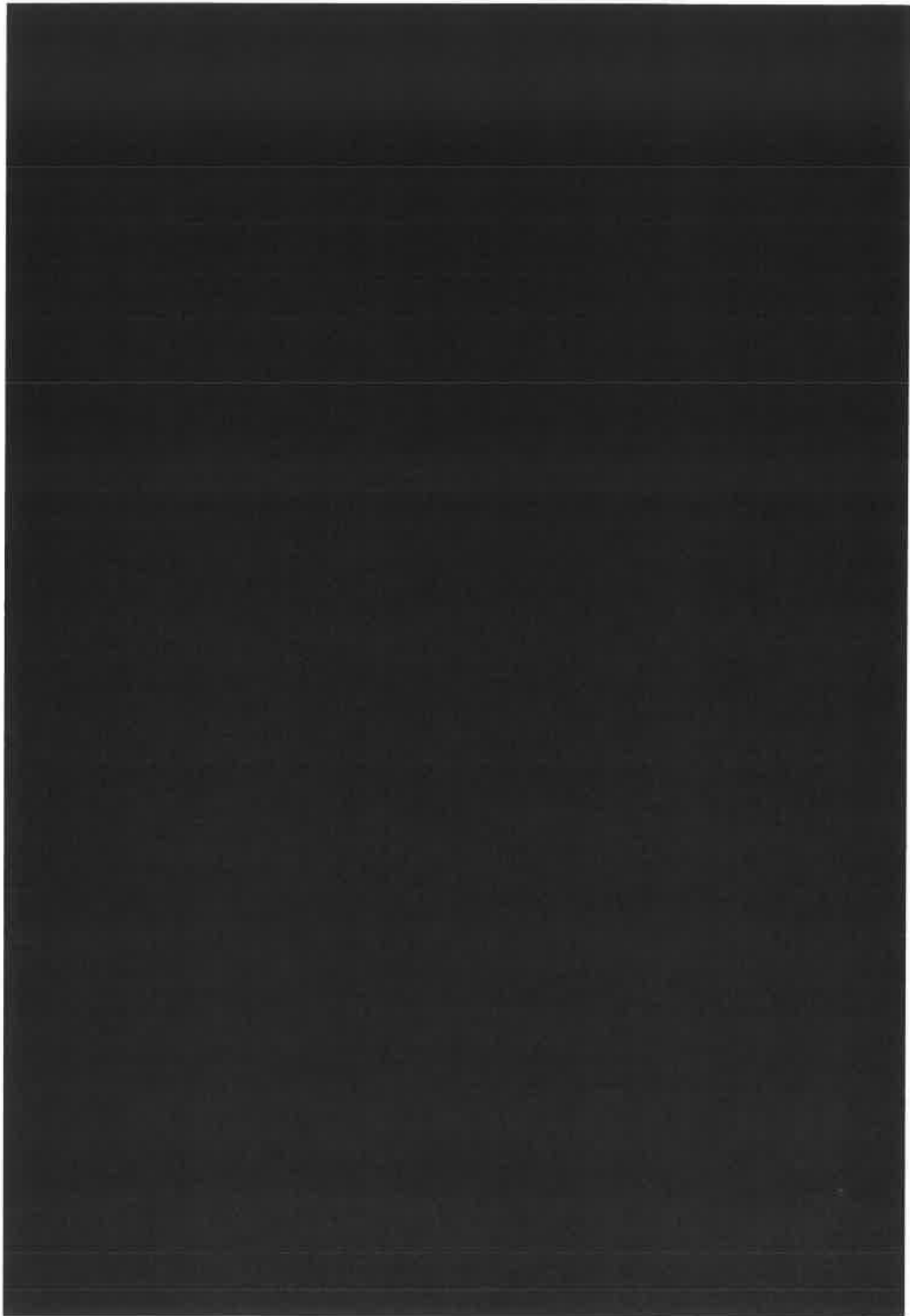


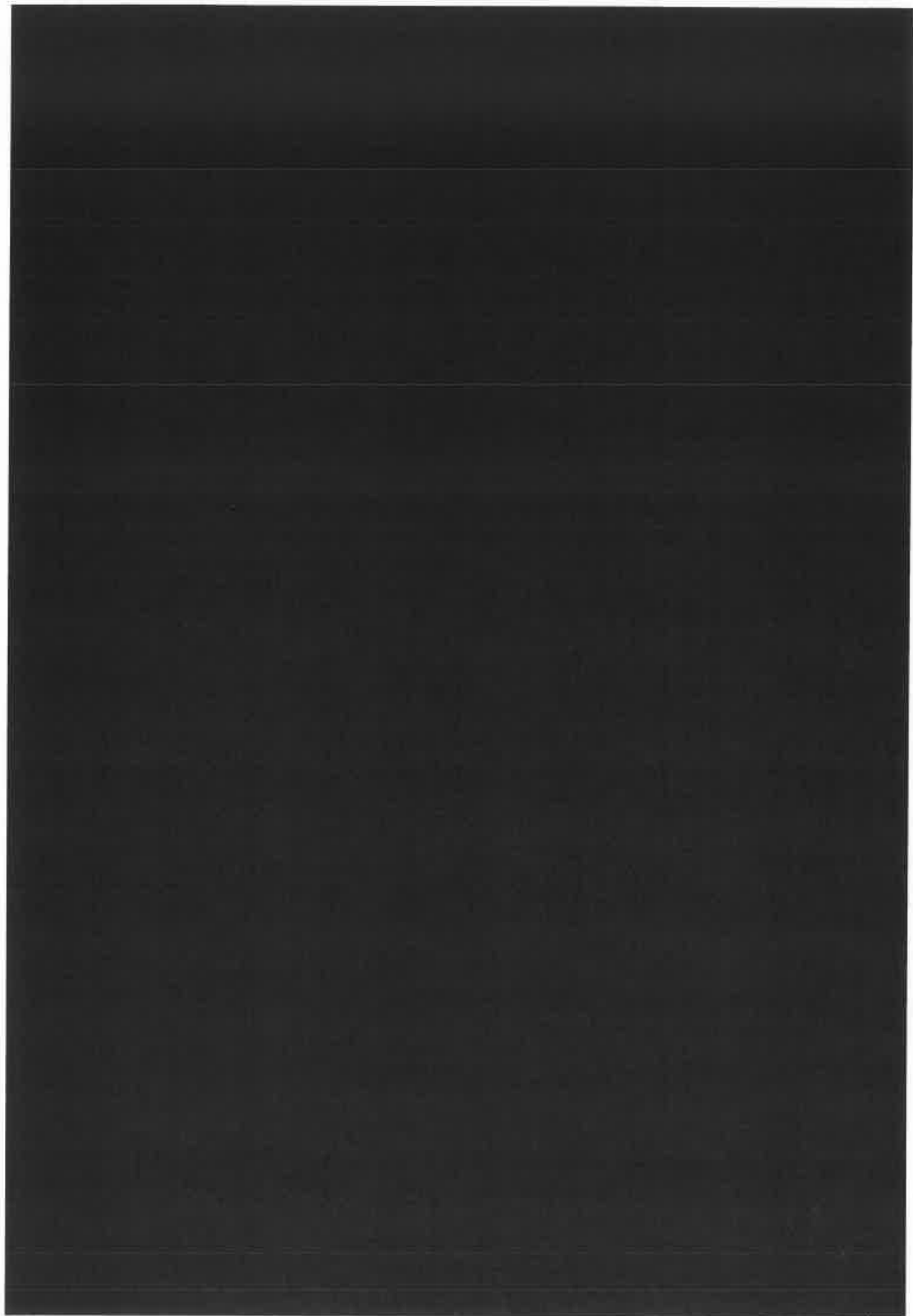


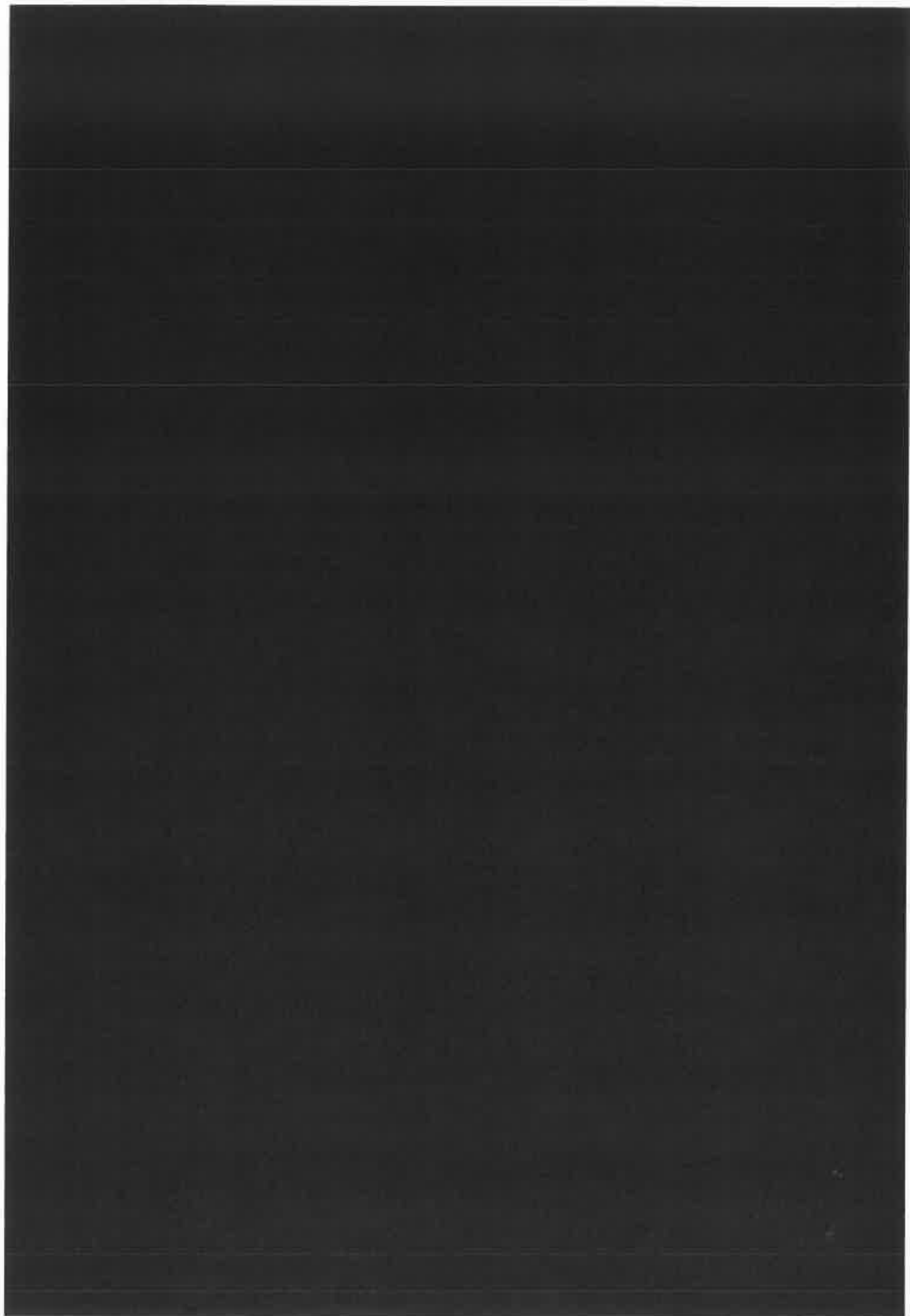


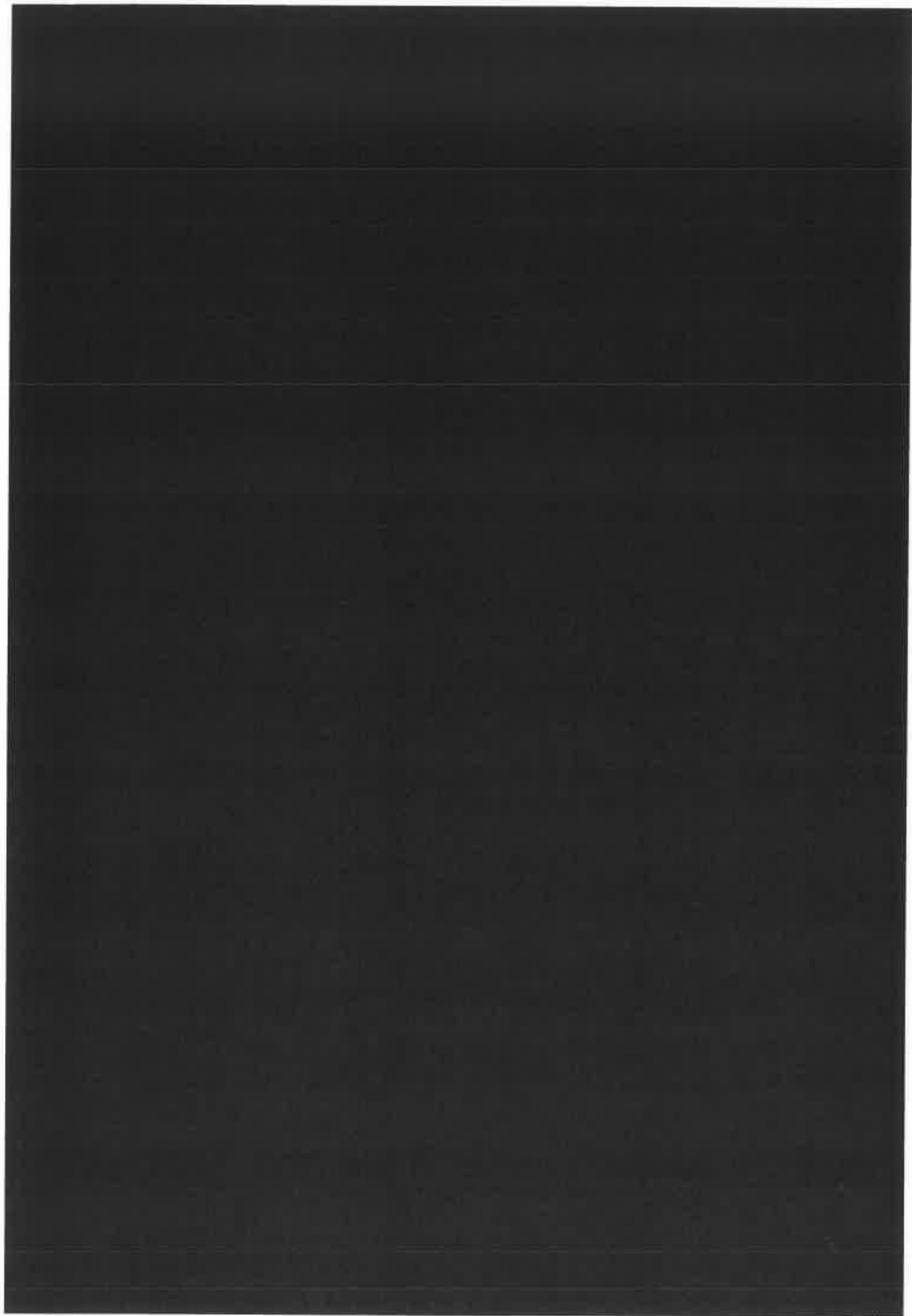


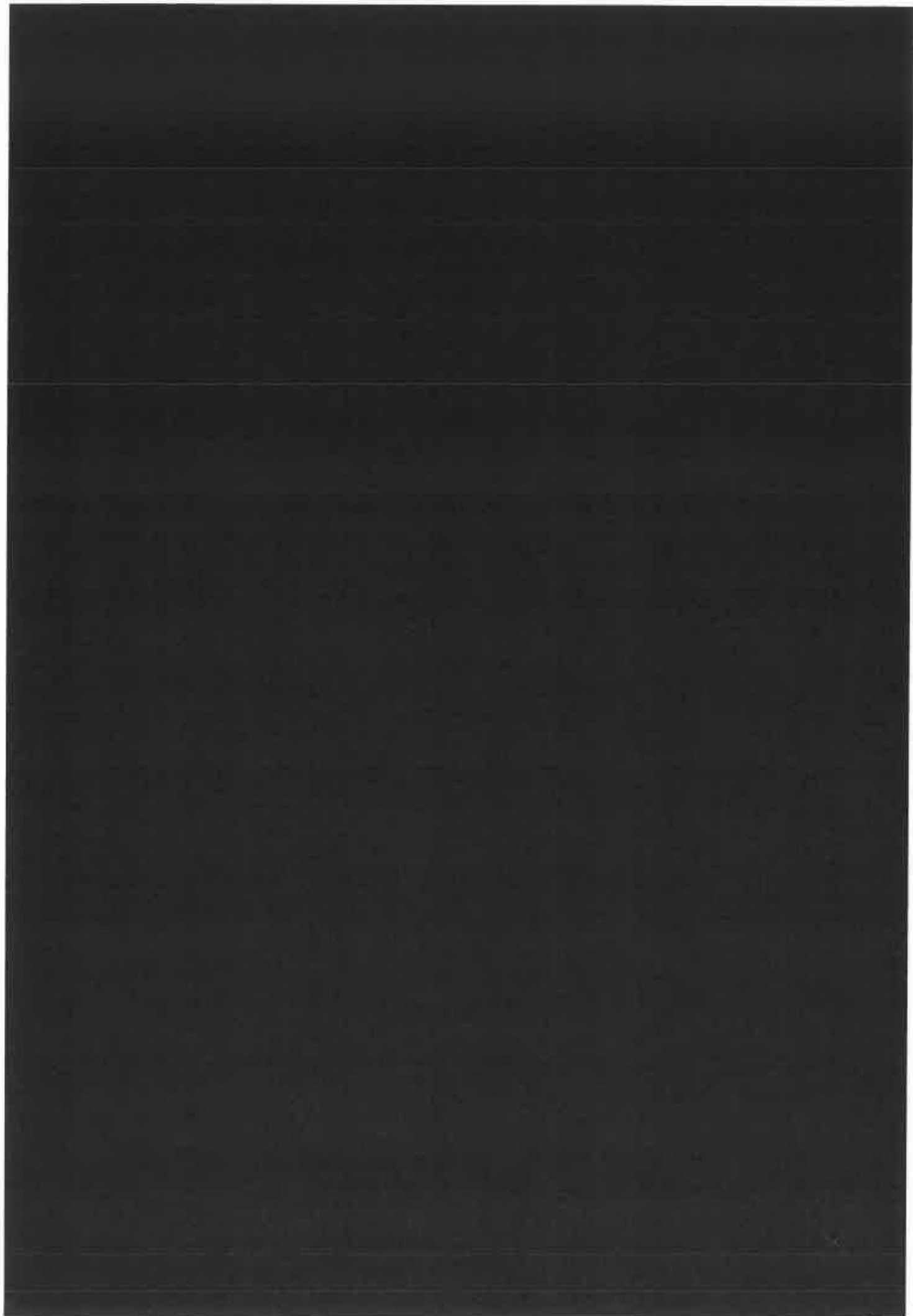


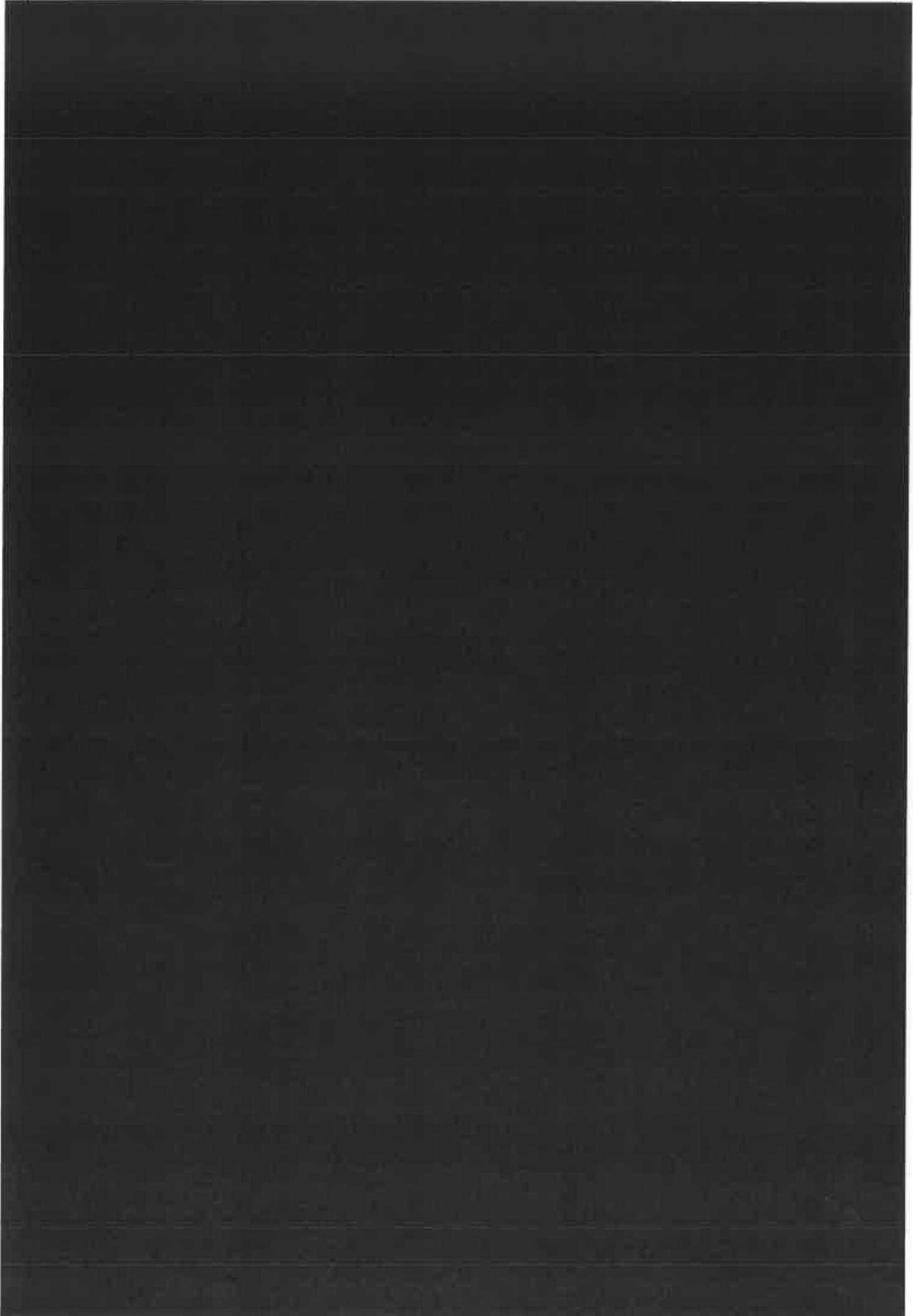


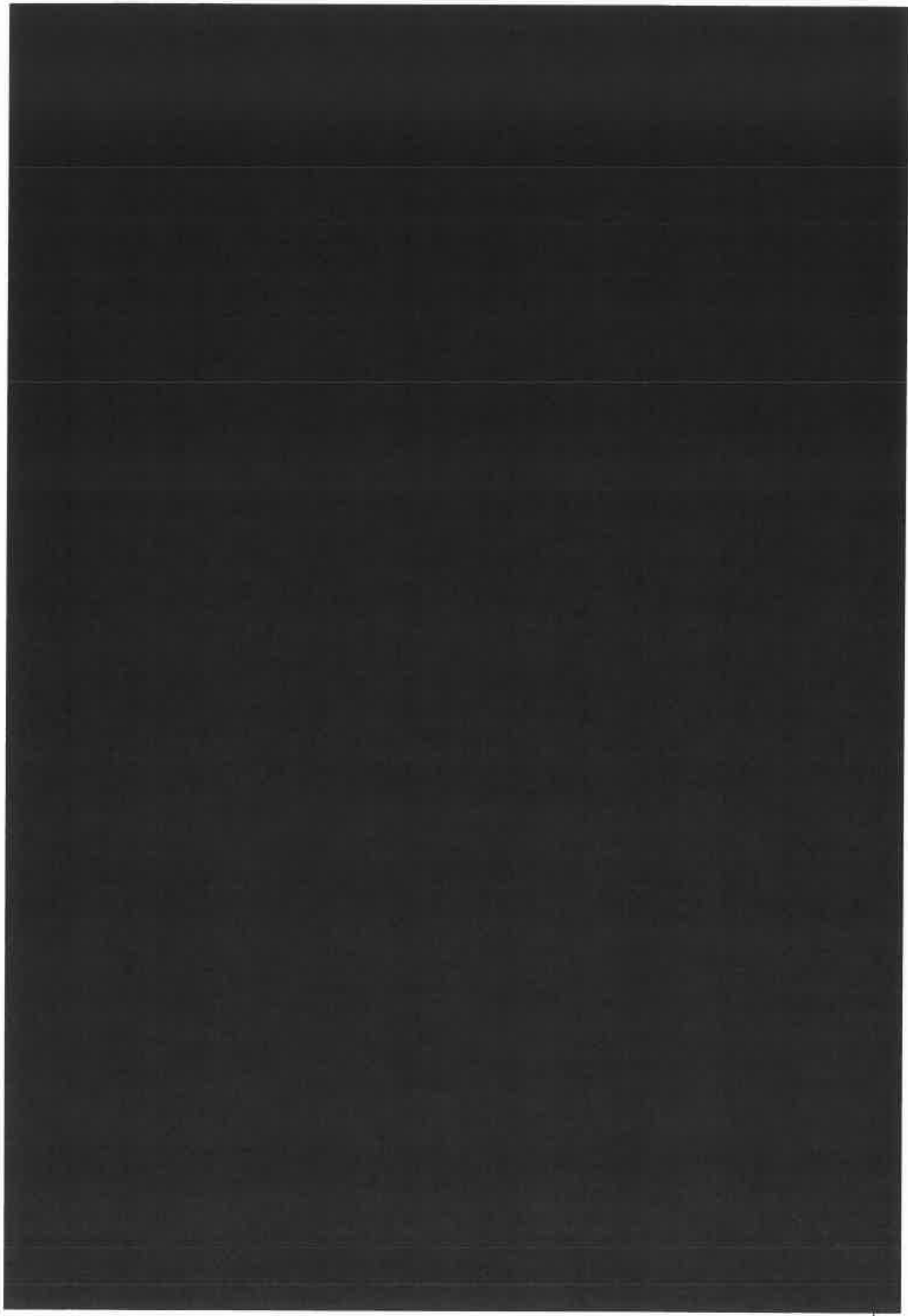


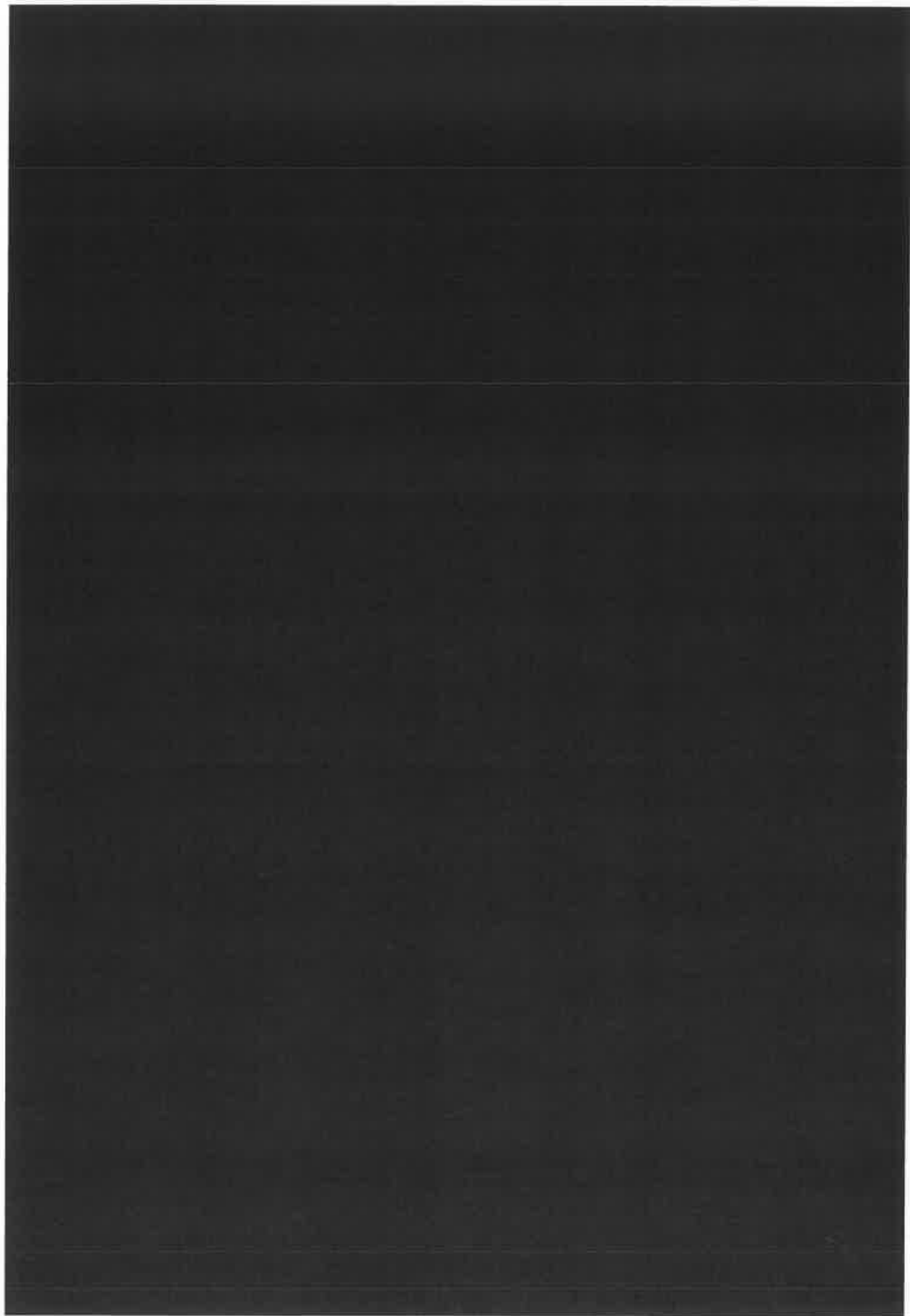


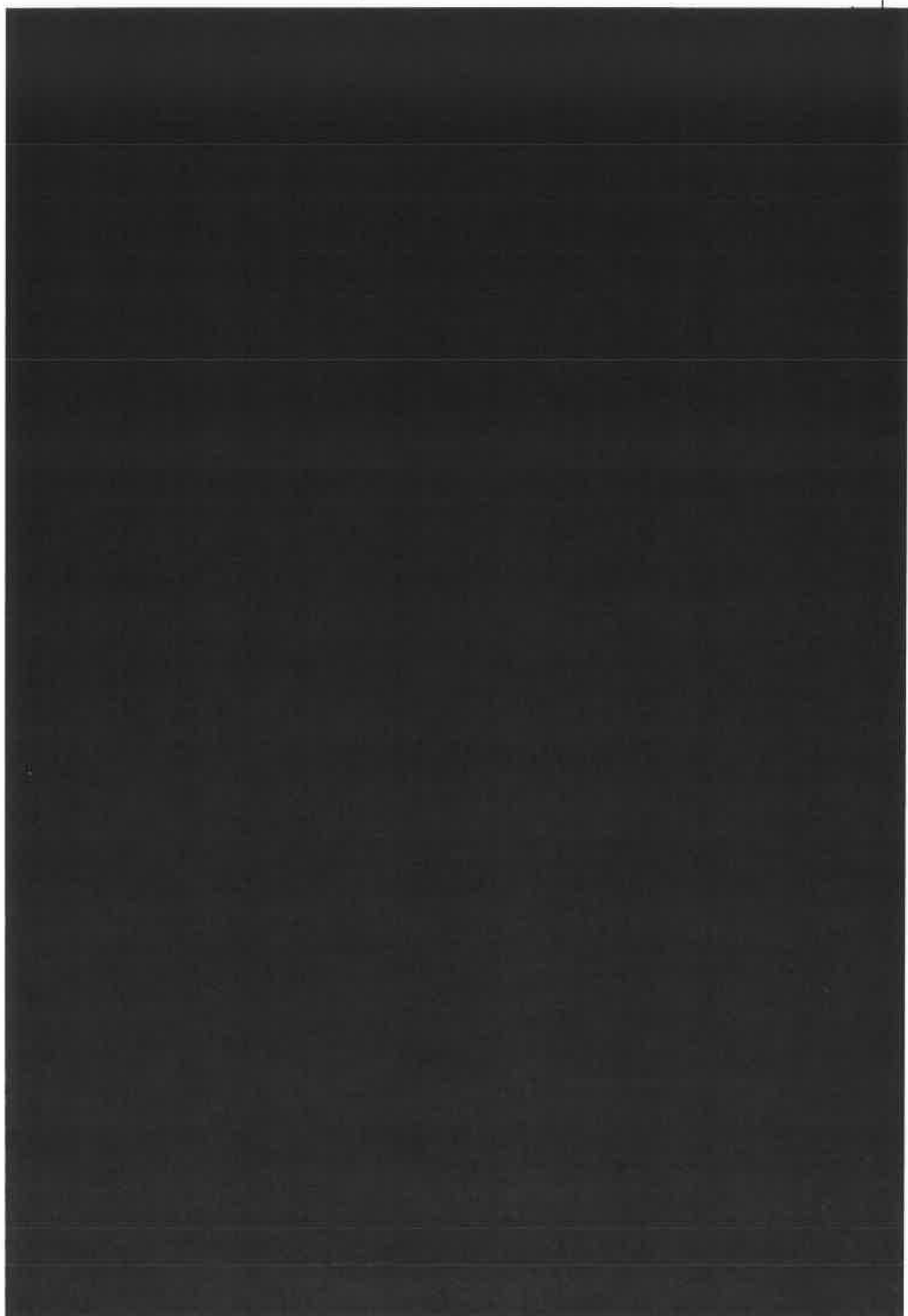


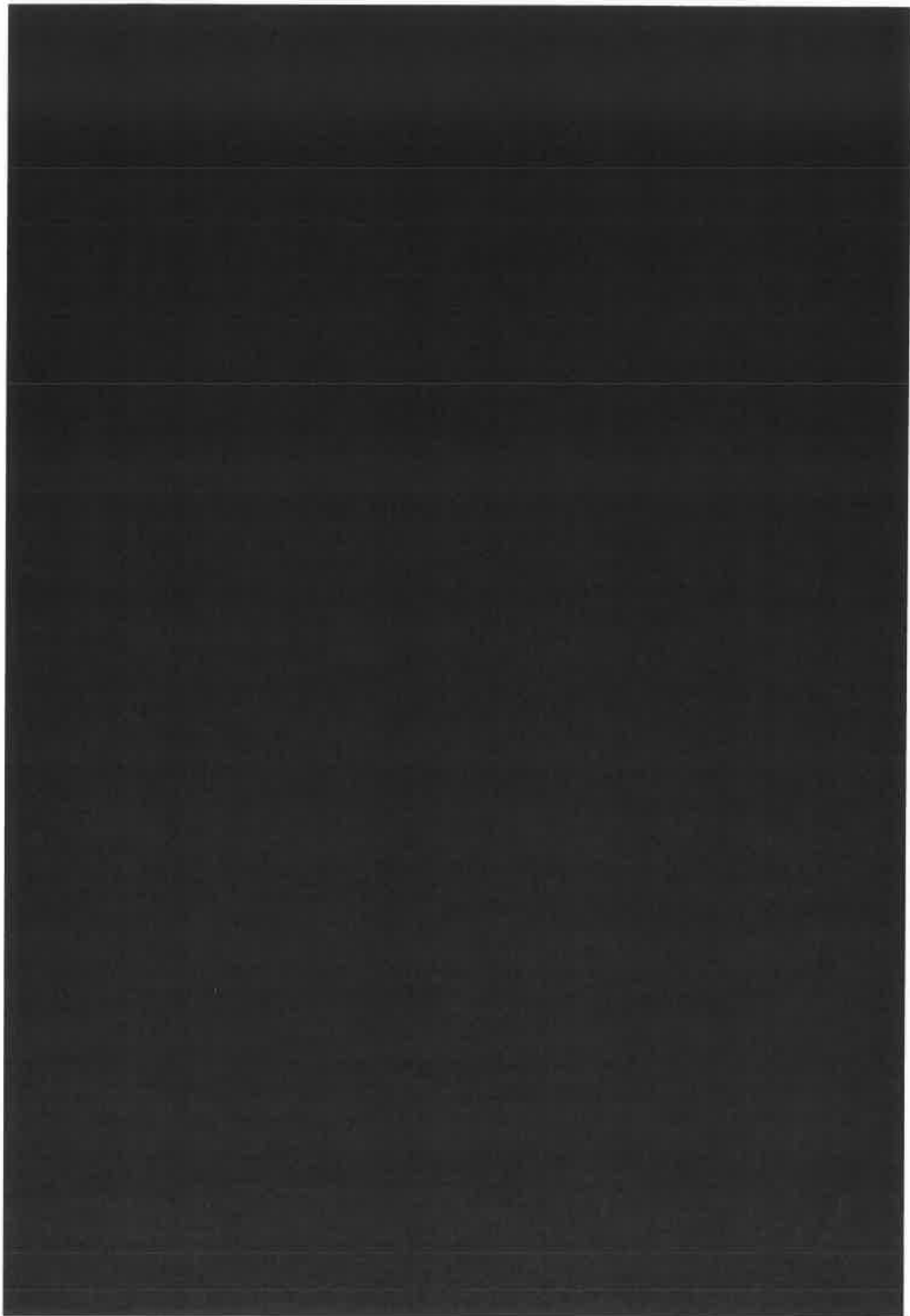


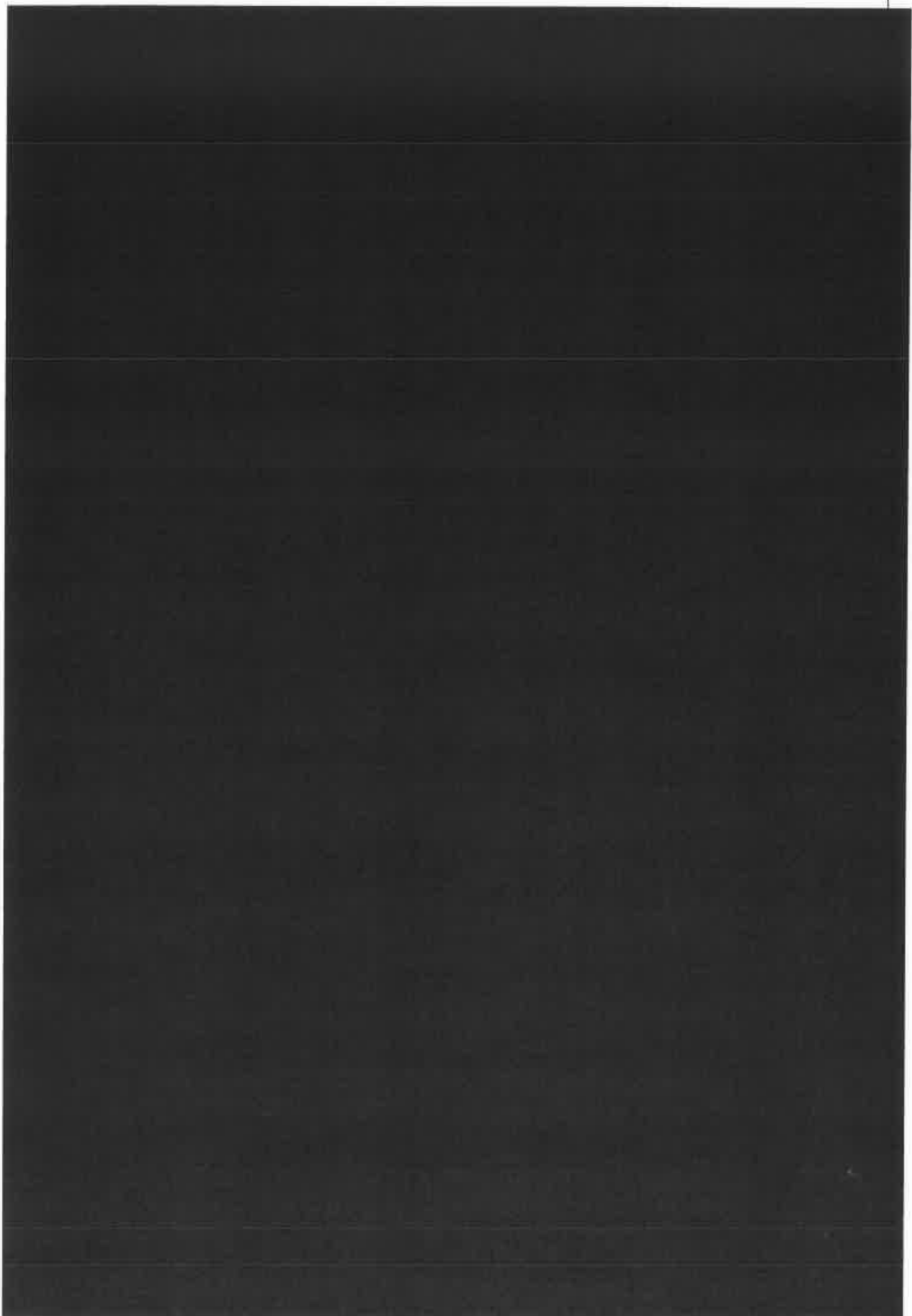


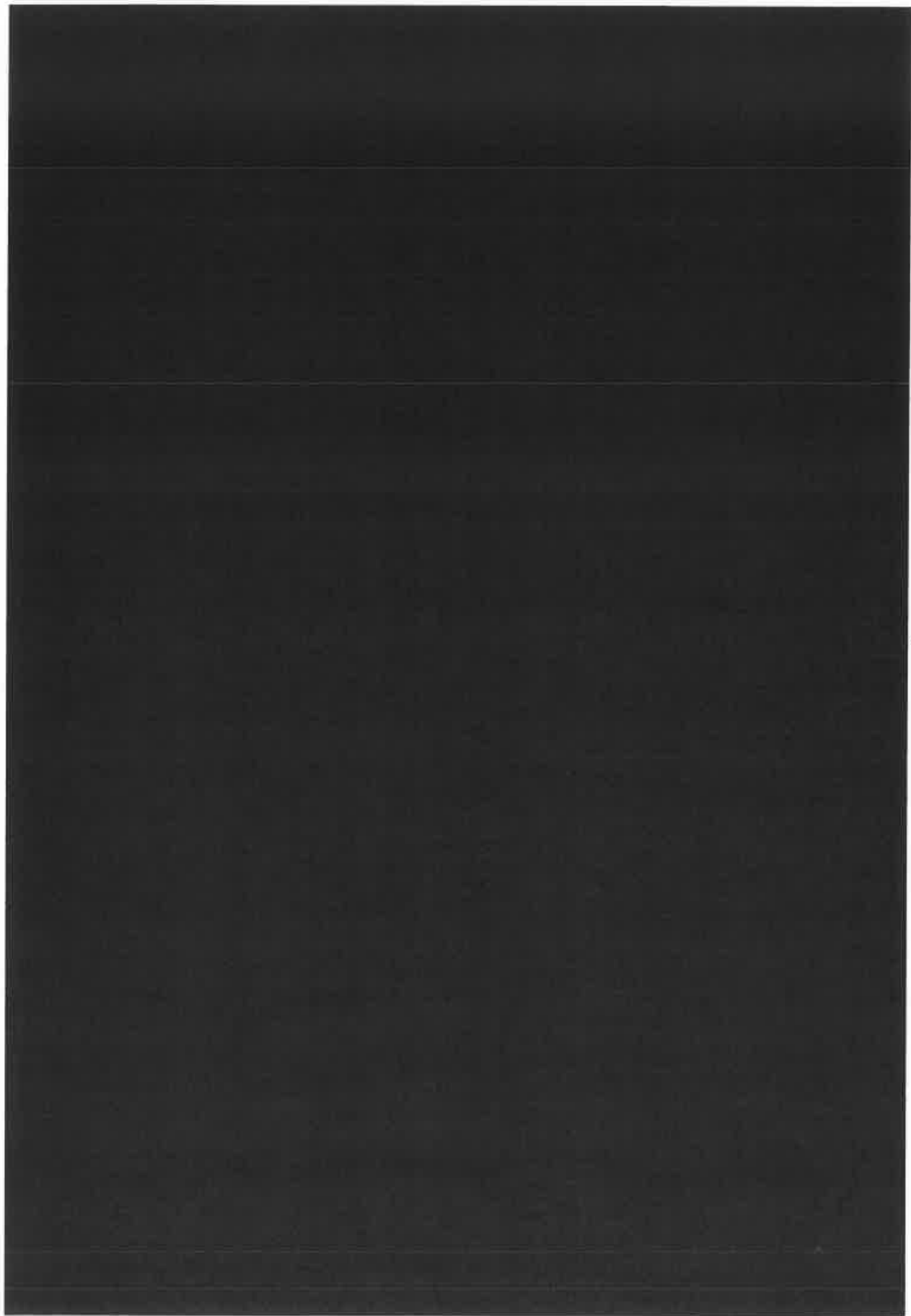


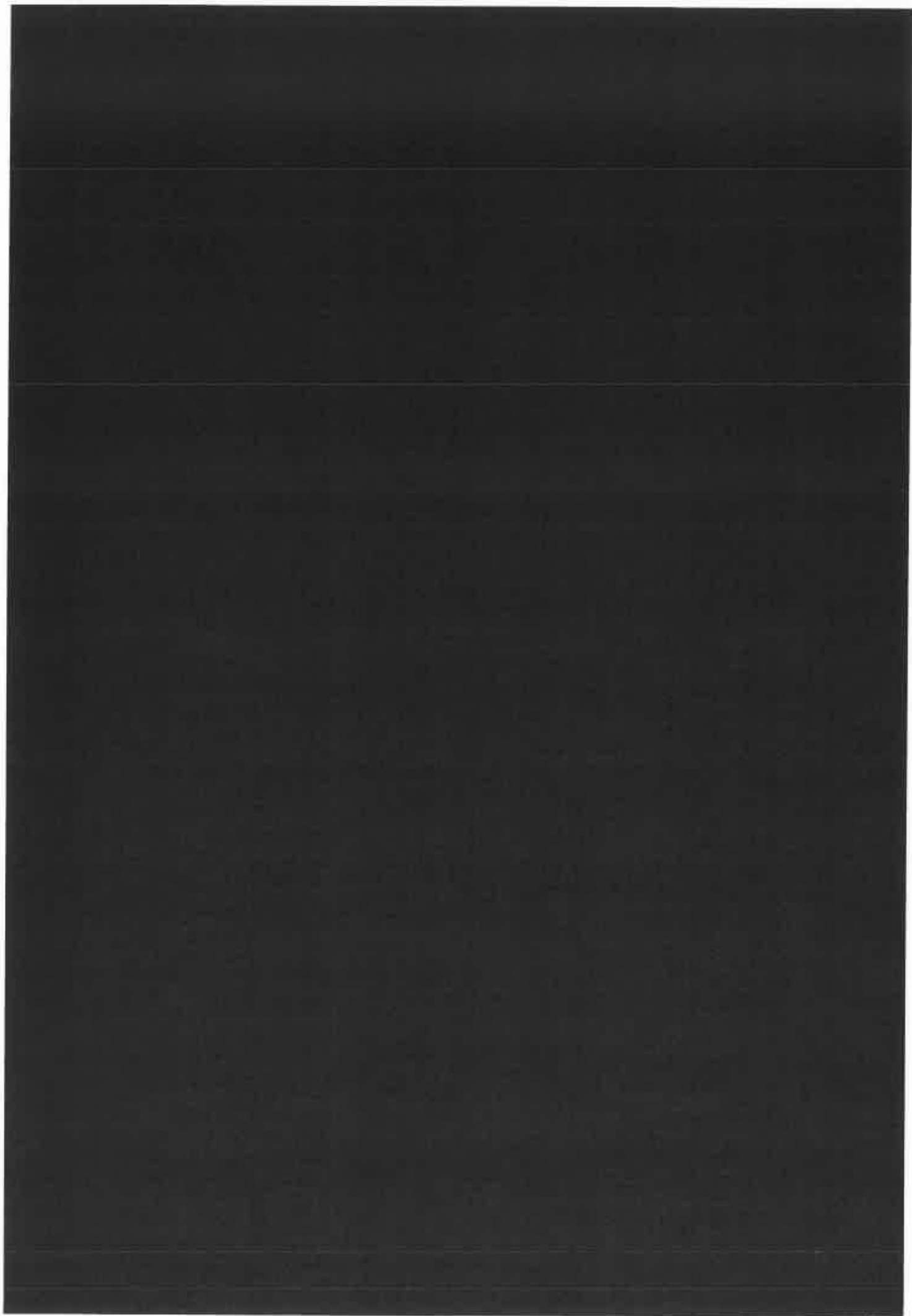


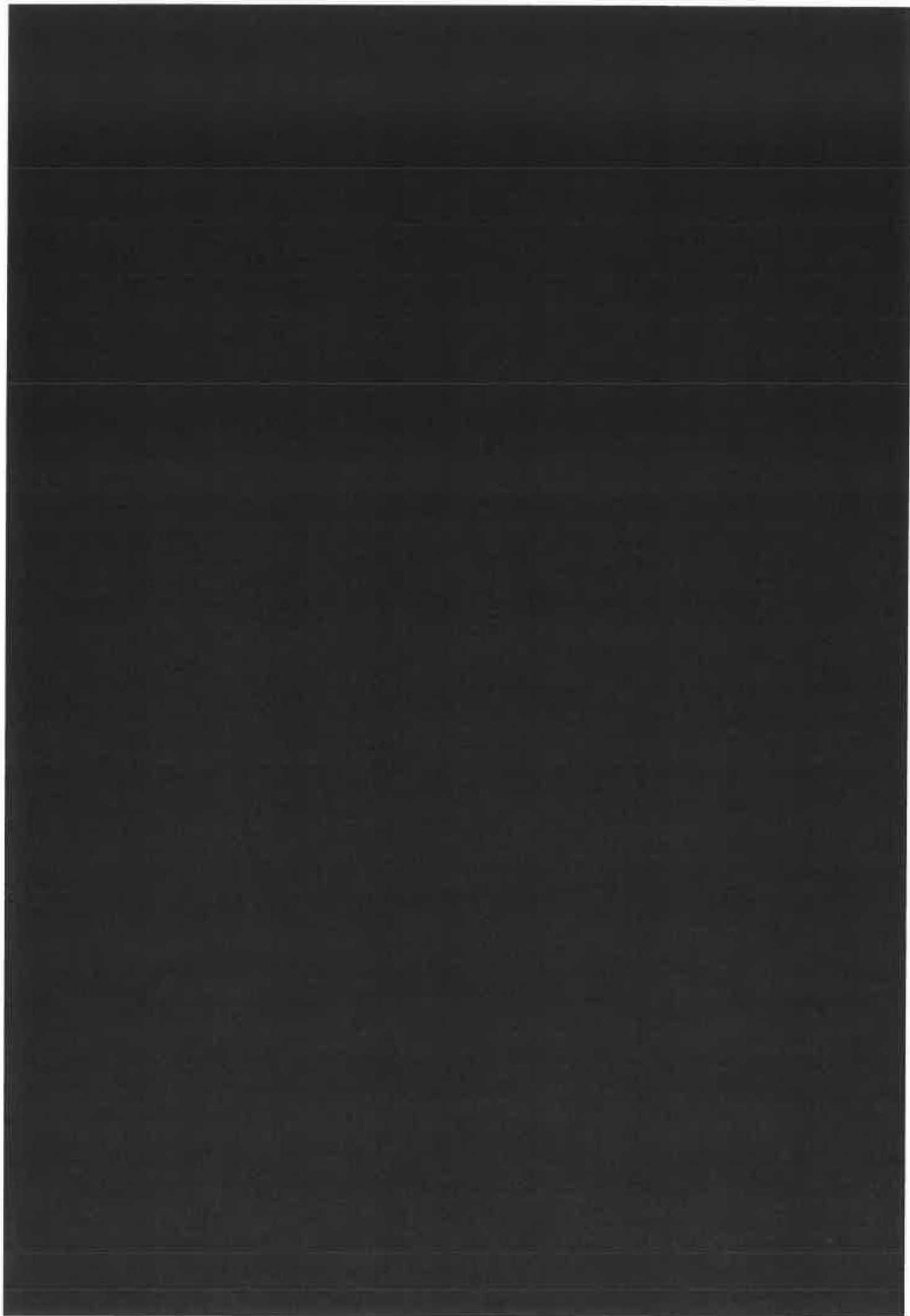


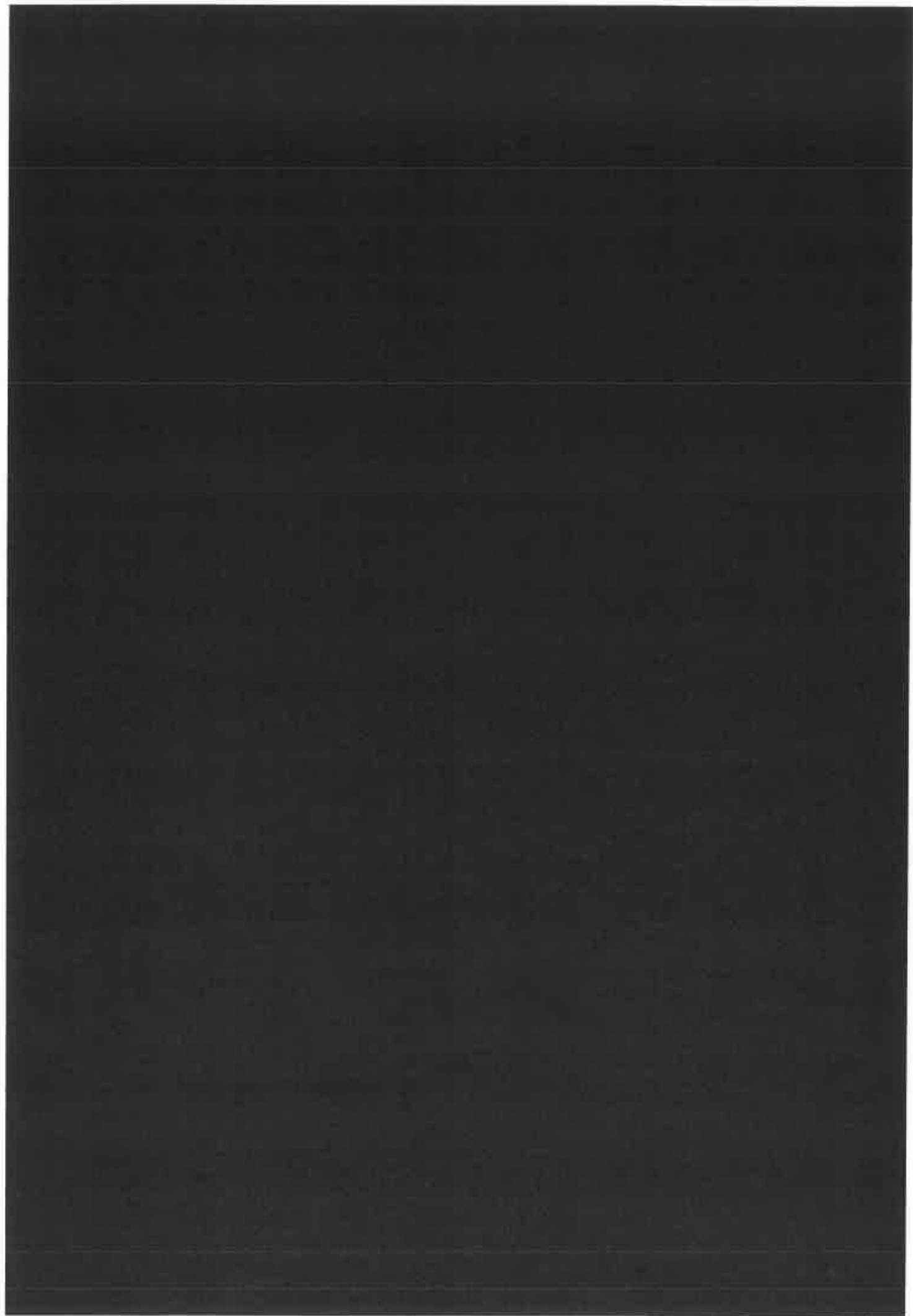


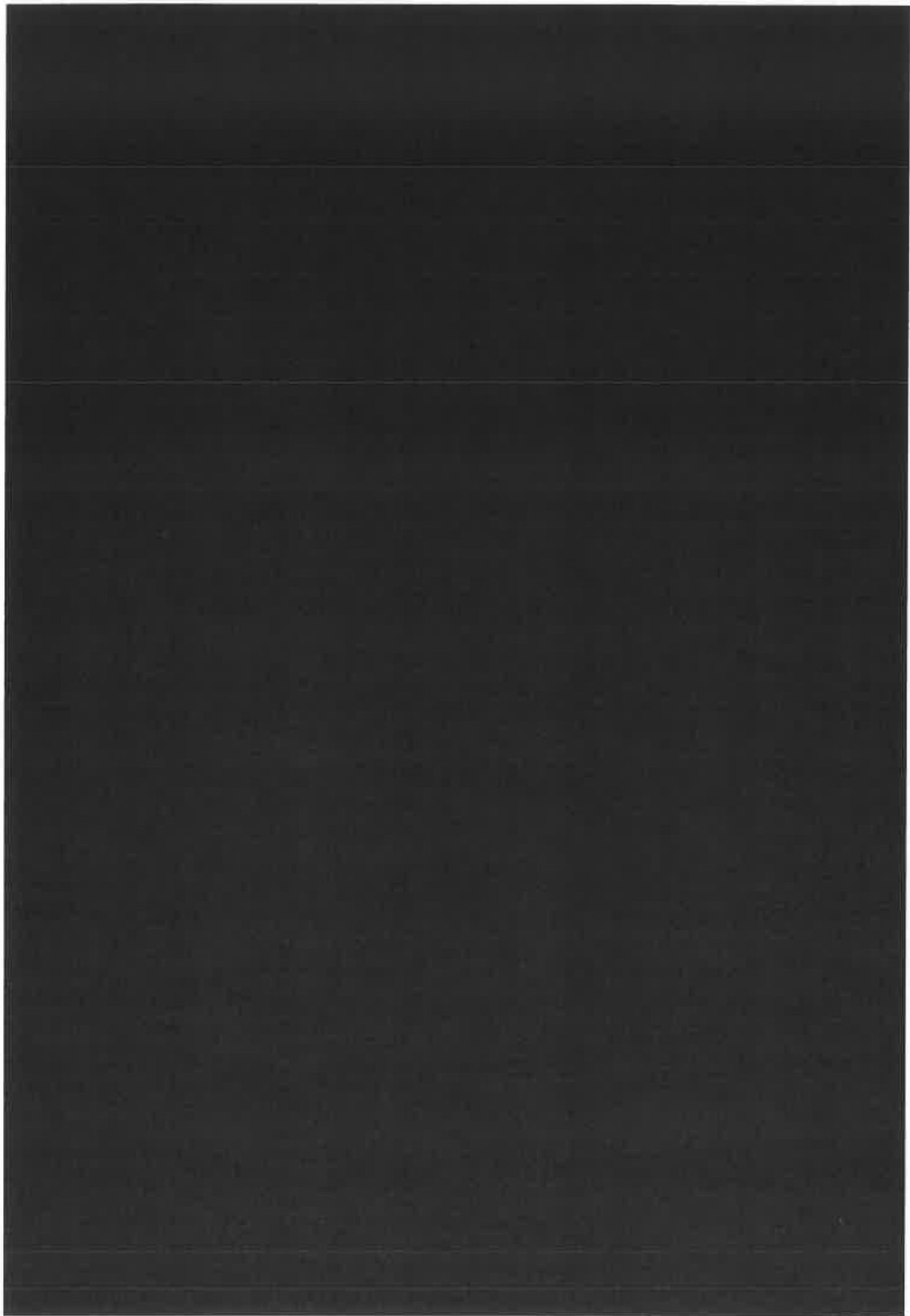


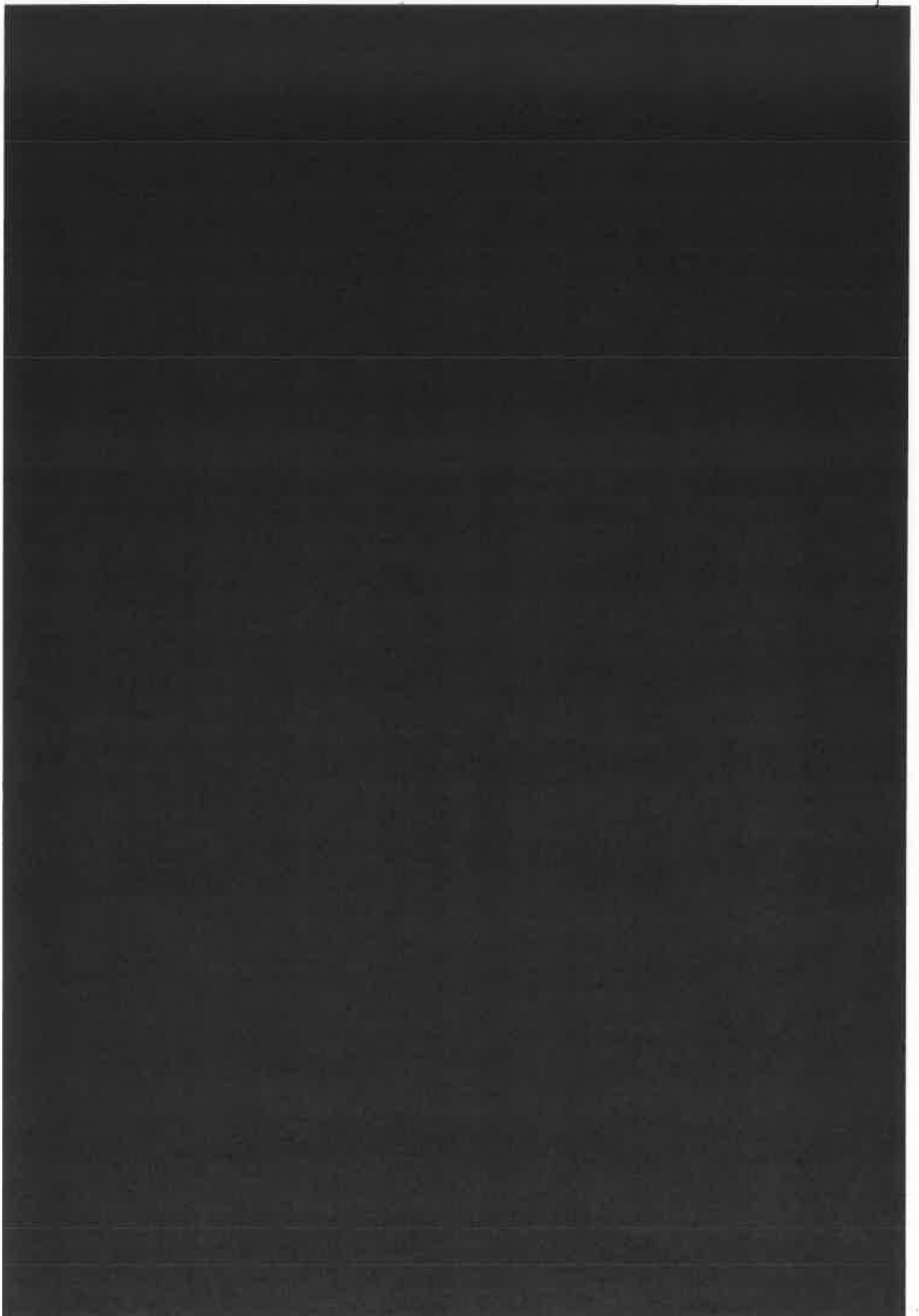


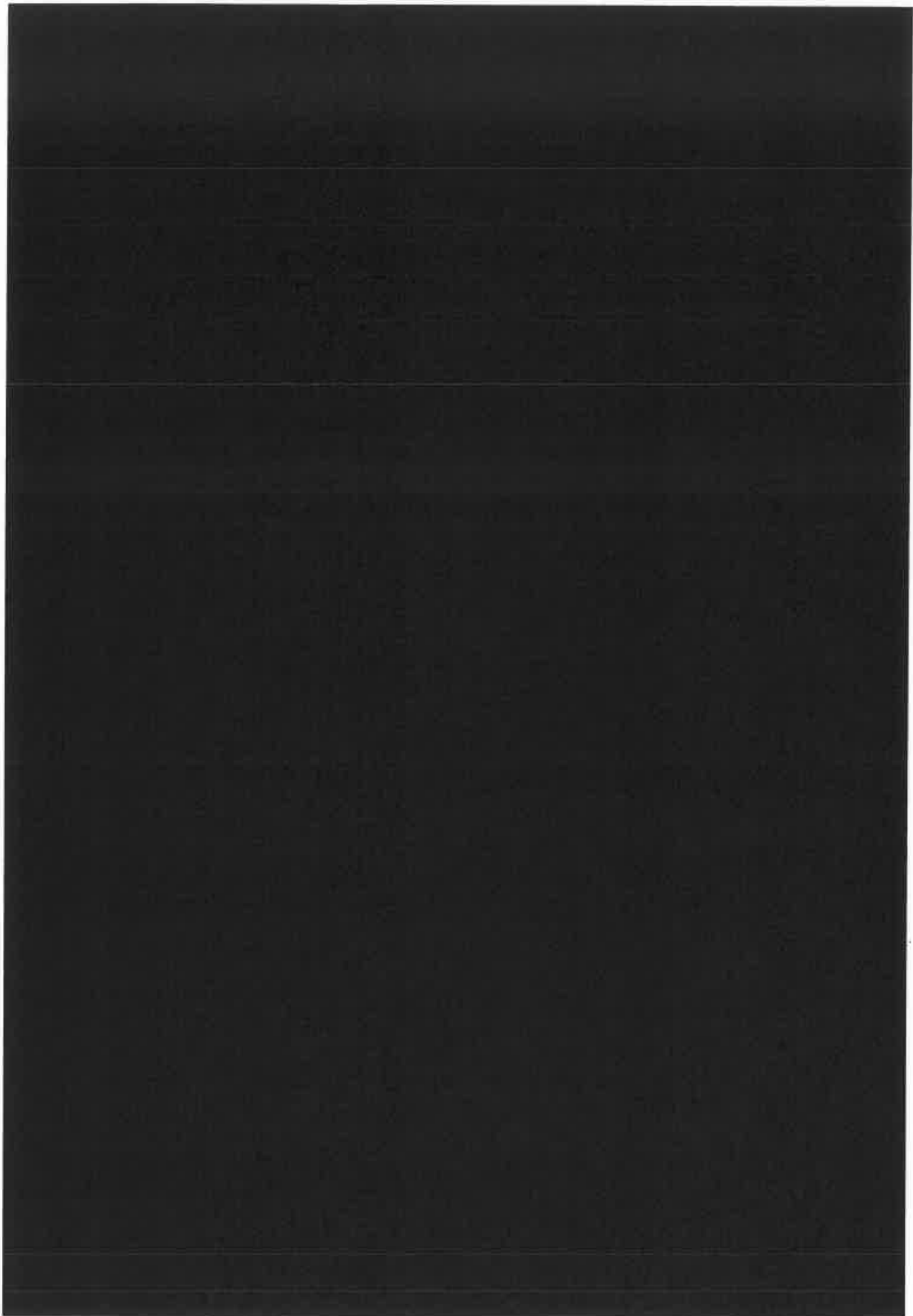












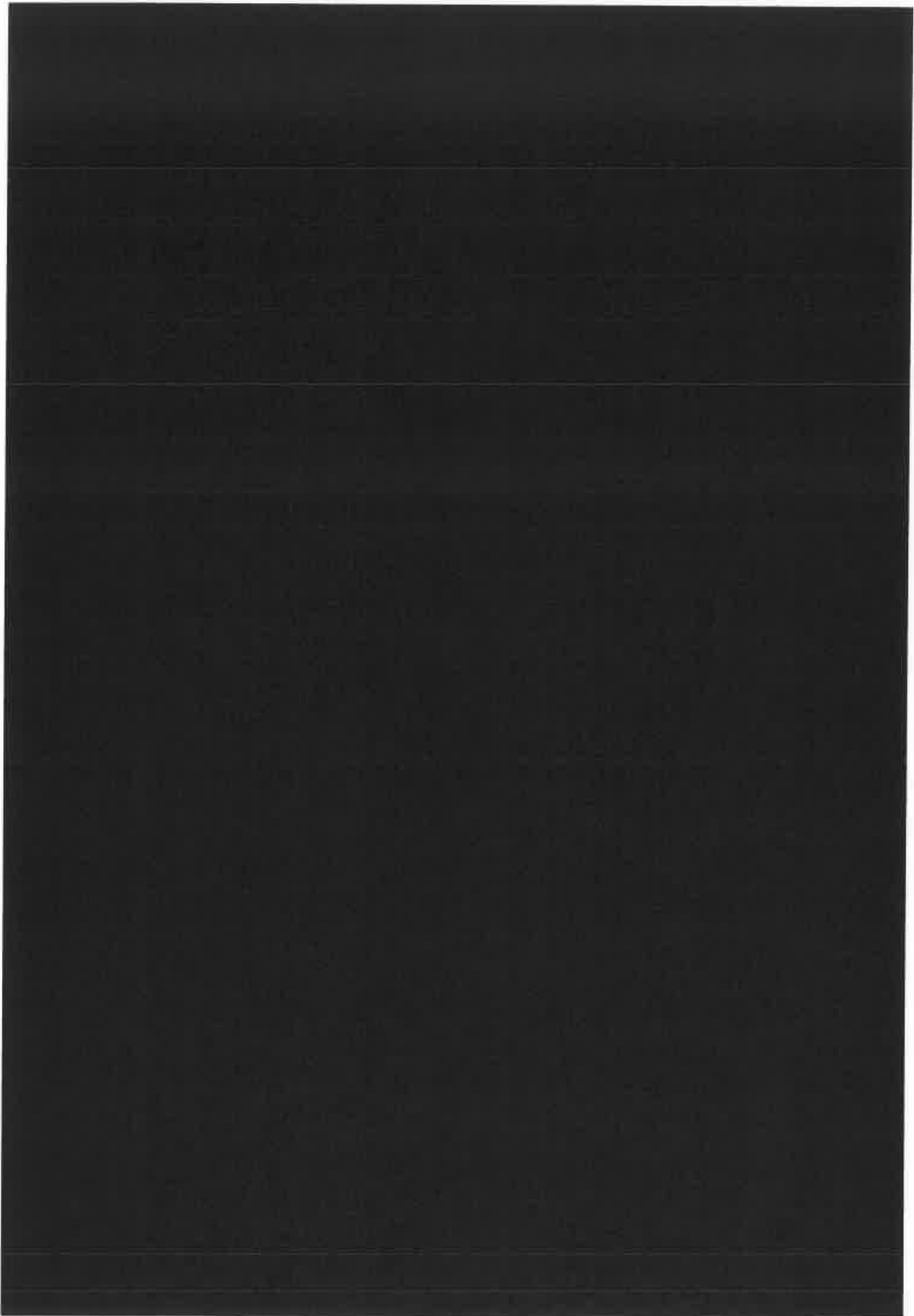
実施経費(実施経費の総額/内訳)

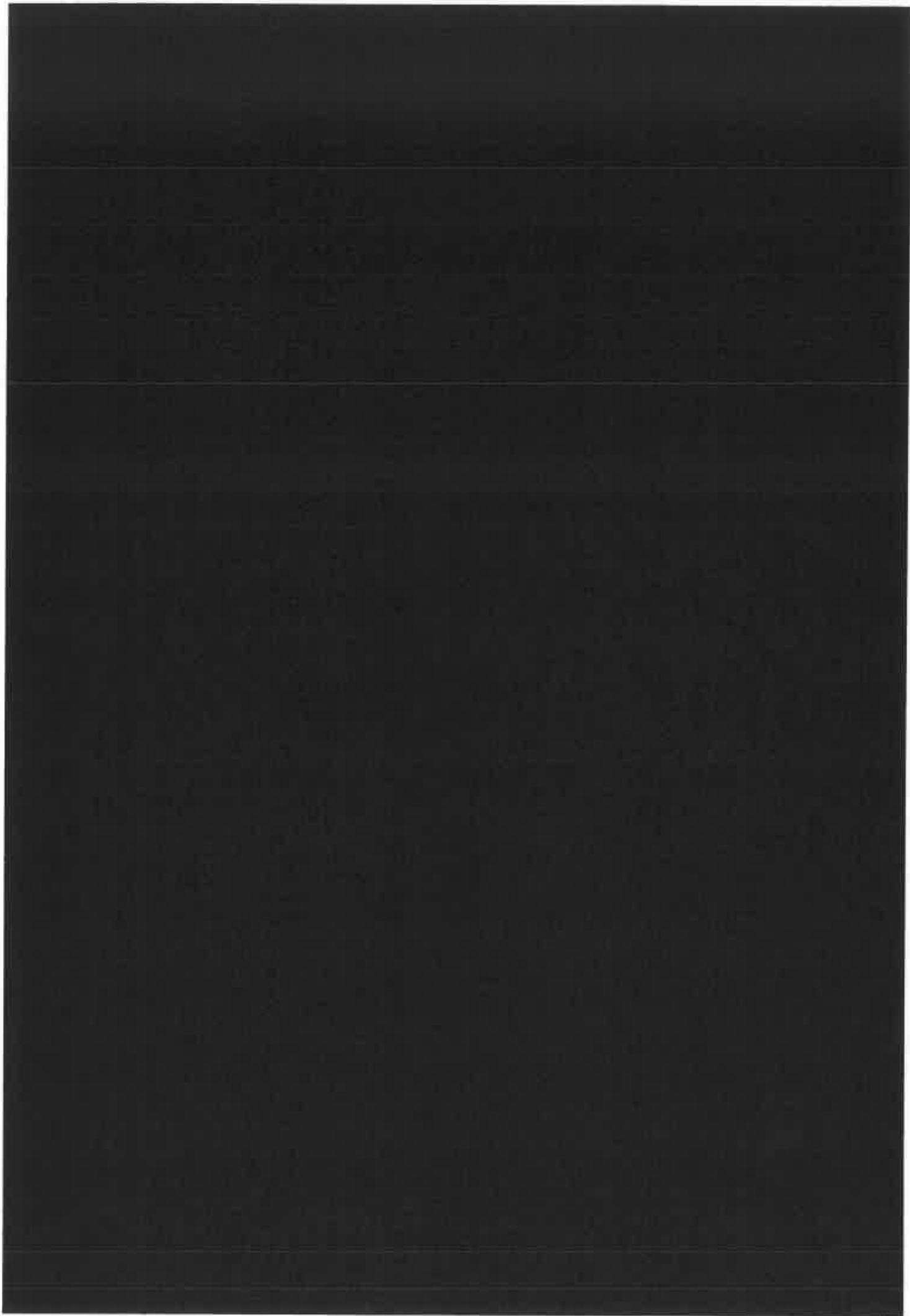
(様式119)

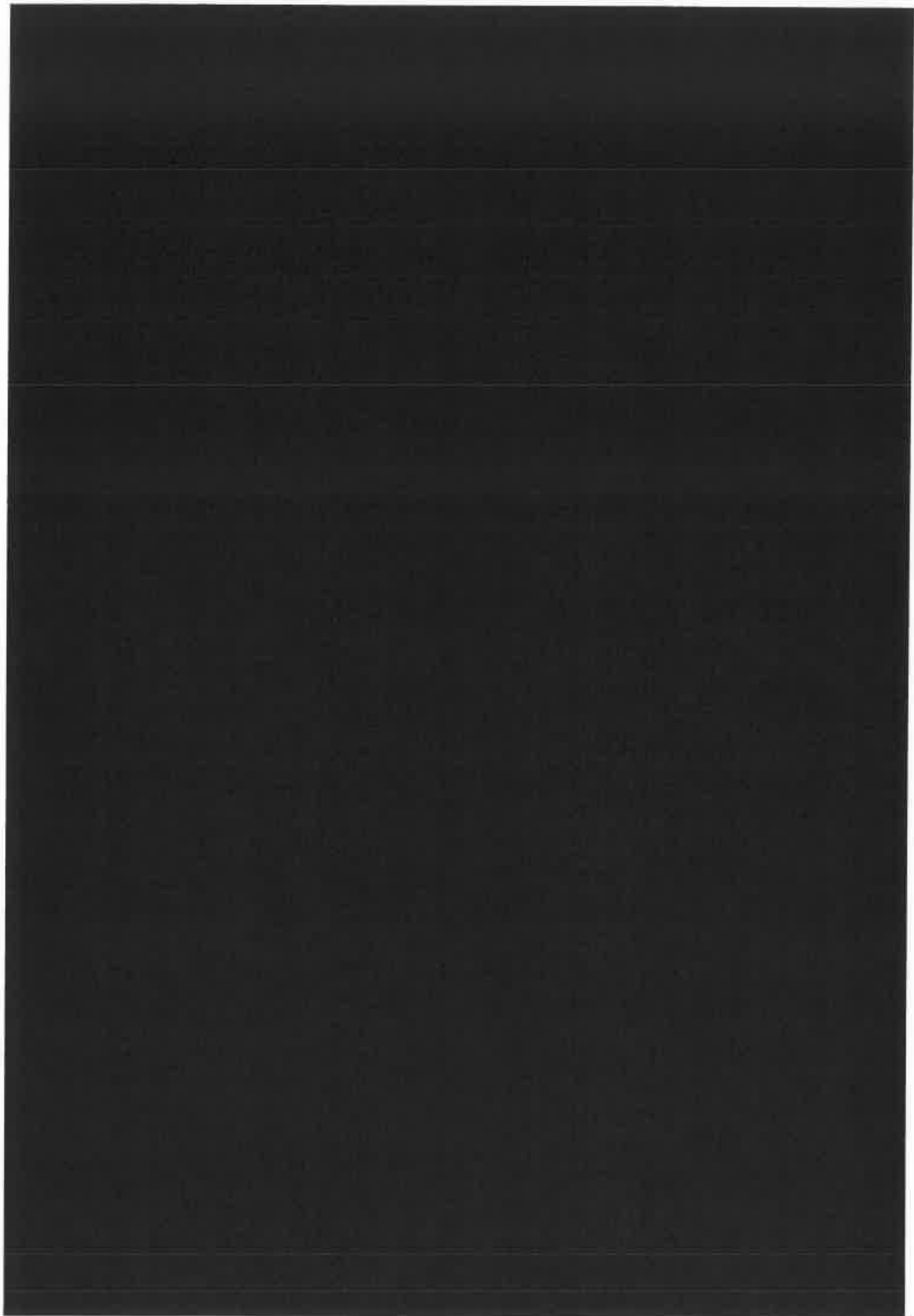
【経費予定額】

費目	種別	内訳	金額	税区分	備考

(単位:円)







請 求 書

平成 28 年 4 月 11 日

官署支出官
 文部科学省大臣官房会計課長 殿

(受託者) 所 港区赤坂 5-3-1 赤坂 Biz タワー
 名 社 博報堂
 氏 谷一

請求額 金 80,044,000 円也

委託業務名称：「平成 27 年度日本人の海外留学促進事業」

上記業務について、平成 28 年 4 月 8 日付け 28 受文科高第 112 号により額の確定通知があったので、委託契約書第 17 条第 2 項の規定により委託費の精算払を上記のとおり請求します。

	内 訳
受託金額	80,044,000 円
概算払金額 (a)	0 円
確定金額 (b)	80,044,000 円
差引金額 (請求額) (b) - (a)	80,044,000 円

取引銀行

口座

フリガナ

口座名義